第７２回港区環境審議会

次　第

令和８年７月３０日（木）
午後３時００分～午後５時００分
港区役所９階大会議室

１　審議事項
（１）「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について（答申）（案）
（２）「ＭＩＮＡＴＯビジョン」との整合性について
（３）「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について（答申）（案）

２　そ の 他
今後のスケジュールについて

＜資　料＞
資 料 １　「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について（答申案）
資 料 ２　ＭＩＮＡＴＯビジョンと港区環境基本計画の整合性について①（全体構成及び掲載イメージ）
資料２－２　ＭＩＮＡＴＯビジョンと港区環境基本計画の整合性について②（施策体系の新旧比較図）
資料２－３　ＭＩＮＡＴＯビジョンと港区環境基本計画の整合性について③（計画素案イメージ）
資 料 ３　「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について（答申案）
資 料 ４　港区環境基本計画策定スケジュール（R8.7.30 時点）

資料１

「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について

（答申案）

令和８年８月

港区環境審議会

内容

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点 1
　第１節　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向..... 1
　第２節 区のこれまでの取組の成果と課題..... 2
　第３節 策定の視点..... 4
第２章 めざす環境像 5
第３章 施策の基本的考え方 6
　第１節 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）..... 6
　第２節 未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）..... 9
　第３節 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）..... 11
　第４節 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）..... 12
　第５節 環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全分野）..... 13
第４章 分野横断的な取組 14
第５章　施策の推進に向けて 15
　第１節 推進体制..... 15
　第２節 進行管理..... 15

文章中などにおいて＊が付く用語は、用語解説（p.16～）に解説を掲載しています。

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点

第１節　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向

区ではこれまで港区環境基本計画のもと、脱炭素*や資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境施策を総合的に推進してきました。令和５（2023）年度の現行計画改定以降も、国内外を取り巻く情勢は変化し続けており、国や東京都の政策においても、より実効性を重視した施策強化が進められています。

国は、令和６（2024）年５月に閣議決定した「第６次環境基本計画」において、環境政策の最上位目標として「国民一人一人のウェルビーイング*／高い生活の質」を掲げており、その実現のために脱炭素、循環経済（サーキュラーエコノミー）*、ネイチャーポジティブ（自然再興）*を同時達成する統合的アプローチが重要としています。

こうした方針に基づき、国や東京都においては、各分野で以下のような施策が進められています。

［地球環境］

国は、令和７（2025）年２月に新たな「エネルギー基本計画」および「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2035年度▲60％、2040年度▲73％（2013年度比）の新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、再生可能エネルギーなど脱炭素電源の最大活用とエネルギー安全保障の確保とを一体的な取組と捉え、2050年カーボンニュートラル*の実現に向けた対策強化を推進しています。また「気候変動適応計画」においても、令和５（2023）年５月の一部変更により、熱中症対策が喫緊の課題として強化されました。

東京都においても、令和６(2024)年度に「ゼロエミッション*東京戦略 Beyond カーボンハーフ*」を策定し、2035年▲60％（2000年比）の高い目標を掲げています。あわせて、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）*」を改正し、令和７(2025)年４月から新築住宅等への太陽光発電設備設置義務化を施行するなど、再生可能エネルギーの主力化に向けた官民一体の取組を加速させています。

［資源循環］

国は、令和６（2024）年８月２日に「第五次循環型社会形成推進基本計画*」を閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略として位置付けるとともに、地域資源を地域内循環させる仕組みづくりの推進や、2040年までに「追加的なプラスチック汚染ゼロ」を目指すことを示しました。あわせて、「資源有効利用促進法*」の改正により、再生資源の利用義務化やＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース*の促進を盛り込んだり、「再資源化事業等高度化法*」の施行により、製造・リサイクル事業者に高度な再資源化を義務付けるなど、関連法制度の整備・見直しを進めており、再資源化の量と質の双方の向上を図る取組の強化を進めています。

［生活環境］
国は、令和５（2023）年9月に採択された国際的な枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み（GCPF）」に基づき、世界的に化学物質管理の規制・監視が強化される中、令和８（2026）４月よりPFAS（有機フッ素化合物）を「水質基準」へと格上げしました。これを受け、東京都における水道水の水質管理などの対策が進められています。
東京都においては、令和８（2026）年度から交通結節点や公共施設へのリサイクルステーション整備への補助を開始したほか、区市町村が地域と連携して行う清掃活動やポイ捨て防止対策への支援を強化しています。

［自然環境］
国は、生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された国際的な枠組みである「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」を踏まえ、令和12(2030)年までのネイチャーポジティブ実現に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030*」を策定しました。また、令和７（2025）年４月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律*」を施行し、自然共生サイト*の法制化を通じて、企業・団体等による保全活動を促進しています。
東京都でも、外来種対策、重要野生生物の保全方針の策定、自然環境デジタルミュージアム*基本計画の策定など、東京都生物多様性地域戦略のもとで取組を強化しています。令和６（2024）年には東京都生物多様性推進センターを開設し、地域における保全活動の支援や普及啓発を拡充するなど、都内の保全地域の管理やエコロジカルネットワーク*の形成を推進しています。

このように、国や東京都において実効性を重視した法制度の整備や施策強化が急速に進む中、本区においても、区の進むべき未来への確かな道筋を示す、新たな総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」と整合を図りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から持続可能な社会の実現に向けた環境施策を講じていく必要があります。

第２節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は現行の港区環境基本計画において、多様な暮らしや経済活動が営まれる中、活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生し、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを推進してきました。また、区内では大規模な民間開発が進んでおり、建物整備に付随する大規模な緑化や、街区・地区単位での二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した取組など、環境に配慮した開発が進展しています。こうした取組の進展から、近年の環境データは指標により概ね横ばいまたは着実な改善傾向にありますが、区民アンケートにおける評価には依然として課題が残されています。
地球環境分野では、区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入など、区は先導的な取組を進めています。また、ＥＶ*化やシェアサイクル*の普及により、交通環境への区民満足度は向上しています。こうした区の施策や区民、事業者の省エネ行動

等により、区域の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。その一方で、こうした省エネルギー及び再生可能エネルギー施策が、必ずしも区民の実感や満足感に結びついていない状況や、都市部ならではの大規模なエネルギー消費への対策、気候変動の深刻化による区民生活への影響等が課題として挙げられます。このような状況を踏まえ、区民・事業者と危機感を共有し、気候変動適応策及び脱炭素施策を一体的に推進していくため、令和８年５月に「港区気候非常事態宣言」を行いました。

資源循環分野では、区の収集ごみ量は減少傾向にあるものの目標達成には至っていません。資源の分別適正率は97.3%と高い一方、可燃ごみの適正排出率は65.3%に留まり、家庭ごみのさらなる減量に向けては、一層普及啓発に取り組むことが必要です。食品ロス削減に向けた「食べきり協力店*」の登録促進や、事業系ごみ削減に向けた立入検査の強化など、実効性の高い施策を実施しており、今後も区民や事業者と連携した取組の継続が重要です。

生活環境分野では、公害苦情は減少傾向にあります。区では、定期的な環境調査を実施し、大気や水質等の状況を継続的に監視・公表することで、生活環境の安全確保に努めています。また、環境美化活動・キャンペーンの実施や喫煙場所の整備推進などにより、ポイ捨ての少なさに対する区民満足度は向上する一方、来街者の増加に伴い、ごみの管理や路上喫煙などのマナーに関する課題が顕在化するなど、新たな取組の推進が必要となっています。

自然環境分野では、緑被率*の向上、雨水浸透対策*の進展、区立公園の自然共生サイト認定など着実な成果を上げています。一方、区民の緑や水、生物多様性に対する満足度は向上していますが、川や海のきれいさや水辺への親しみに対する満足度は必ずしも高くなく、環境の質と区民の実感との間にギャップが生じています。今後は、みどりの保全や創出、生物多様性の理解と浸透に向けた取組を継続しつつ、水辺の利活用を通じた体験価値を向上する取組の強化が必要です。

環境保全活動においては、環境学習やイベントへの参加者数は増加しており、区民の参加機会は着実に拡大しています。一方で、環境について学ぶ機会や活動参加に対する満足度は必ずしも高くなく、活動量の増加が充実感につながっていない可能性があります。また、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」の会員事業者数が減少しており、活動の認知や参画促進に向けた情報発信の強化が必要です。

今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、区は環境課題の解決を牽引し、効果的な支援策や普及啓発を通じて区民や事業者の主体的な行動を促すとともに、多様な主体が連携して環境施策を推進し、環境の質の向上と暮らしやすさの実現を図る必要があります。

第３節 策定の視点

本計画の策定に当たっては、現行計画策定後の社会情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえ、将来にわたり全ての人々が安全かつ安心して暮らし、活動することができる持続可能な先進都市を実現するため、次に掲げる視点に立って計画の改定を行うことが重要です。

① 「ＭＩＮＡＴＯビジョン」が掲げる目標や施策との整合を図りつつ、各分野の多様な施策との連携を強化することで、環境・社会・経済に係る課題の統合的解決を図り、区民の「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上をめざします

② 活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生する港区のポテンシャルを活かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などを一体的に推進することで、環境保全と都市価値の同時向上をめざします

③ 区民、事業者、地域の団体、多様な主体の協働・連携を深めるとともに、一人ひとりの行動変容を促進し、多様化・複雑化する環境課題に取り組みます

第２章 めざす環境像

港区には、時代を超えて受け継がれてきた歴史や、地域で守り育まれてきた文化があり、国内外から多くの人が行き交う国際色豊かなまちとして発展してきました。

また、海や運河などの水辺や、四季の移り変わりを楽しめる公園・緑地などの豊かな自然環境が都会の風景の中に広がっており、これらが港区の大きな魅力となっています。

一方で、自然災害の脅威や地域コミュニティの衰退など、都心特有のさまざまなリスクも抱えており、その対応が必要となっています。

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」では、港区がめざす2040年代のまちの姿として**『今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるまち』**を将来像に掲げています。

あわせて、環境・リサイクル分野の将来像として**『みんなの意識と行動が未来を変える。自然が暮らしを彩るサステナブルシティ*』**を示しています。

誰もが幸せを感じられるまちの実現に向け、想いを一つに、港区に関わる人たちが協力し合いながら歩みを進めていくことが重要であり、本計画においても「ＭＩＮＡＴＯビジョン」で掲げる将来像をめざす環境像として位置付け、環境・リサイクル分野における持続可能なまちづくりを一体的に推進していきます。

本計画のめざす環境像

自然が暮らしを彩るサステナブルシティ みなと
～みんなの意識と行動が未来を変える～

第３章 施策の基本的考え方

「第１章　港区環境基本計画策定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、引き続き環境施策を次の５つの方針で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

方針	方向性
①脱炭素社会の実現.と気候変動への適応を進める（地球環境分野）	・二酸化炭素の排出抑制（地球温暖化の緩和策） ・気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策（気候変動への適応策）
②未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）	・3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進 ・循環経済の推進、プラスチック・食品ロス対策の推進
③良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）	・大気汚染等の公害の防止 ・開発が環境に与える影響への対策 ・環境美化に関する取組の推進
④自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）	・多様なみどりの保全と創出 ・生物多様性に関する取組 ・古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組
⑤環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）	・区民、事業者等の環境保全意識の向上による行動変容の促進 ・そのための環境教育、環境学習等の推進

第１節 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。国や東京都では、2035年度や2040年度を見据えた新たな温室効果ガス排出削減目標を掲げ、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた抜本的な対策強化を打ち出しています。また、激甚化する気候変動の影響から人々の生命と健康を守るため、熱中症対策の強化を強力に推進するなど、脱炭素化と気候変動適応策の双方で施策強化を進めています。

こうした中、事業活動が活発な港区は、東京都内で二酸化炭素排出量が最も多い自治体であり、先導的な脱炭素化に向けた取組の強化・加速化が強く求められています。加えて、都市特有の暑熱環境や、集中豪雨に伴う内水被害などの自然災害リスクの増大も懸念されており、区が表明した「港区気候非常事態宣言」に基づく喫緊の対策であるという共通認識のもと、実効性のある取組を強化しなければなりません。

これらの複合的な課題を解決するためには、区民や事業者の主体的な行動変容を促すとともに、国、東京都、さらには民間企業が有する先進技術を積極的に活用し、多様な主体及び分野を超えた連携を緊密にしながら以下の施策を展開していく必要があります。

（１）2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の加速

2050年ゼロカーボンシティ達成に向けては、国や東京都の新たな目標設定を踏まえ、港区においても新たな二酸化炭素削減目標を設定し、その達成に向けた実効力のある対策強化を図ることが必要です。

特に、二酸化炭素排出量の多くを民生部門（業務・家庭）が占め、集合住宅やテナントビルが多いという港区の特性を踏まえ、民間建築物における脱炭素化を加速させる必要があります。そのために、既存建築物の断熱改修や高効率設備等の導入を進めるとともに、新しい省エネ住宅基準である「GX-ZEH*」の普及促進や、国の「ZEB*ロードマップ」を念頭に置いた港区独自のZEB・ZEH*化施策のあり方を整理し、脱炭素化に資する建築物の普及に向けた取組を進めることが求められます。あわせて、建築物の設計から建設、運用、解体に至るまでの「ライフサイクルカーボン*」の把握や「見える化」を推進し、脱炭素化がもたらす経済的・環境的メリットを各主体にあわせて分かりやすく啓発するなど、建築主だけでなくテナントビルや集合住宅の入居者・管理組合への働きかけを強化していくことが必要です。また、これまで実施してきた集合住宅向けの省エネコンサルタント派遣や創エネルギー・省エネルギー機器等の助成制度をさらに深化させ、カーボンクレジットの創出など新たなアプローチを図る必要があります。さらには、限られた都市空間において効果を発揮できるような、ペロブスカイト太陽電池等の先進技術を積極的に取り入れ、都市の魅力や価値を高めながら創エネルギー・省エネルギー施策を推進していく必要があります。

また、区内二酸化炭素の約13％を占める運輸部門の対策においては、これまで区が推進してきた自転車シェアリングのほか、次世代自動車の導入促進に向けた国や東京都による取組の動向を踏まえ、地球環境に配慮し自然環境への負荷を最小限に抑えるエコフレンドリー*な移動手段への転換を後押しする啓発や支援を進めていくことが必要です。

港区はこれまで、全国の自治体や企業等との先駆的な連携により、国産木材の利用促進や森林整備を通じた二酸化炭素吸収、再生可能エネルギー由来電力の調達など、全国をリードする取組を展開してきました。こうした先駆的な取組をより多くの区民や事業者に浸透・拡大し、大きな成果につなげるためには、実際の二酸化炭素削減効果に加え、カーボンクレジット*などの環境価値を活用した普及啓発、施策の展開も重要です。

脱炭素化の達成には、環境分野にとどまらない分野横断の視点が不可欠であり、都市計画や産業振興、教育などの各分野が緊密に連携しながら、区内で活発に進められている大規模な都市開発や中大規模建築物の施設更新などのあらゆる機会を的確に捉

え、新たな技術の導入などによる脱炭素化を誘導・促進していくことが必要です。
　そして、脱炭素化を社会全体のものとするために、すべての主体が自分ごととして理解を深め、具体的な行動へと移していく必要があります。そのため、区民や事業者の属性、ライフスタイル、事業活動の状況等にあわせて、実効性のある行動変容の契機となる啓発を行うことが必要です。

（２）区有施設における脱炭素化の推進
　区は、エネルギーを消費する一事業者として、また区内の脱炭素化を牽引する立場として、自らの事務事業から排出される二酸化炭素の削減に率先して取り組む必要があります。
　これまで実施してきた区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入をはじめとする先導的な取組をさらに進めながら、公共建築物の新築や大規模改修の機会を的確に捉えたZEB化や、ペロブスカイト太陽電池等の導入など、先進的な省エネルギー・創エネルギー技術の実装を積極的に進めていくことが重要です。

（３）気候変動への適応による都市のレジリエンス*強化、安全・安心な暮らしの確保
　令和８（2026）年５月に表明した「港区気候非常事態宣言」を受け、区民の「いのち」と「暮らし」を守るため、すでに現れ始めている気候変動の影響に対する危機感や取り組めることを地域全体で共有し、区民・事業者の「適応」にかかる行動変容を加速させていくことが必要です。
　喫緊の課題である都市の暑熱対策については、特に高齢者や乳幼児、外国人区民等に対する熱中症予防に関する情報発信の強化や、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*のさらなる拡充・周知を推進するとともに、日陰のある心地よいまちづくりを進めるなど、健康、福祉、土木、防災等の関連部局が認識を一つにした迅速かつ柔軟な取組が必要です。
　さらに、激甚化する自然災害への対応として、雨水流出を抑制や都市の熱環境を緩和に資するグリーンインフラ*やブルーインフラ*の活用、停電時にも都市機能を維持するための再生可能エネルギー等の活用によるエネルギーの強靭化など、関連施策を総合的かつ一体的に展開し、安全・安心な暮らしの基盤確保と都市の環境価値の向上を図っていくことが必要です。

第２節 未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

国において、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に位置付ける新たな基本計画が策定され、法制度の整備・見直しを通じて、製品のライフサイクル全体における再資源化の「量」と「質」の向上が進められています。また、食品ロス削減に向けて、事業系食品ロスの削減目標の強化や、目標の早期達成に向けた施策の拡充が図られています。東京都においても「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に基づき、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革と、廃棄物処理システムの一層の充実強化が進められています。

こうした中、港区においては、家庭から排出される可燃ごみの中に再資源化可能な資源が相当数混入している実態等も踏まえ、適正な分別による資源化率のさらなる向上が求められています。加えて、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、最終埋立処分場の残余期間延伸に向けた将来的な課題も見据え、３Ｒの徹底や食品ロスの削減はもとより、ごみとなり得るものを作らない・使わない、長く使い続ける、シェアリングする等、サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた施策の展開が重要です。

あわせて、全国的に多発しているリチウムイオン電池などの小型充電式電池等を原因とする清掃車両や処理施設での火災事故等への安全対策も大きな課題となっています。さらには、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害時においても迅速かつ適切に災害廃棄物を収集・運搬・処理できる、強靭で実行性の高い廃棄物処理体制の整備を進めることが急務となっています。

（１）使い捨てや無駄のない暮らしの定着と社会課題に対応した清掃事業の実施

大量生産・大量消費型の社会から循環型社会への移行を進めるためには、区民及び事業者が自ら排出者であることを認識し、行動変容していくことが不可欠です。

効果的な普及啓発や環境学習を通じて、マイバッグやマイボトルの利用促進など、区民や事業者のプラスチックの使用抑制を強化していくとともに、フードドライブの拡充や食べきりの推進など、家庭や事業活動における食品ロス削減の取組を進めていくことが必要です。

また、安全・安心で利便性の高い収集体制の確立に向け、ごみ出しが困難な高齢者やひとり親世帯への支援、外国人区民に対する周知など、世帯構造の変化に伴い多様化するニーズへの対応が求められており、福祉分野等とも連携しながら、柔軟な収集サービスへの改善が必要です。加えて、大規模災害時においても、都市機能が麻痺することなく区民生活や事業活動が維持できるよう、自治体間の広域連携も図りながら、実効力のある災害廃棄物処理体制を整備し、持続的な都市の社会基盤を構築していくことが必要です。

（２）生活スタイルに適応したリサイクルの推進

港区は全国に先駆け、全てのプラスチックの分別回収・リサイクルに取り組んできましたが、国の循環経済政策の強化を踏まえ、質の高い再生利用の仕組みを構築していくことが求められます。

また、資源化率の向上に向けては、家庭における分別徹底に向けた啓発とともに、資源回収の品目や回収拠点などの拡大が必要であり、民間事業者と連携して再資源化を進めていくことも重要です。あわせて、区民のライフスタイルや地域コミュニティの変化に対応した、持続可能な集団回収制度の再構築も求められます。

（３）都市の清潔な環境の確保と持続可能な資源循環の推進

活発な経済活動が行われる港区において、都市の清潔な環境を確保するとともに、資源循環を持続可能なものとするためには、依然として大きな割合を占める事業系ごみの発生抑制と適正な分別・排出・資源化が不可欠です。これまで区においては、大規模建築物に対する再利用計画書の提出義務や立入指導などに取り組んできましたが、事業者が自らの社会的責任として、廃棄物の適正処理、排出抑制や再使用・再利用、再資源化に主体的に取り組んでいくことが必要です。特に、飲食店等から排出される事業系ごみについては、都市の清潔な環境を維持する観点からも、適正な保管及び排出の徹底が重要です。

このため、事業者に対する普及啓発や情報提供、実態に応じた指導等を通じて、都市環境の質の維持と経済活動との調和を図りながら、資源循環の取組を促進することが必要です。

第３節 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

港区における生活環境の保全状況をみると、光化学オキシダント*や非メタン炭化水素*を除き、多くの項目で環境基準を達成しています。区民からの苦情としては、都市再開発等の建設工事に起因する騒音・振動が多く、事業者に対する継続的な指導が必要です。

また、誰もが快適に暮らすことができるまちを実現するためには、地域清掃をはじめとするクリーンキャンペーンの推進や、適切な分煙環境を確保するための喫煙場所の整備など、多角的な取組を継続していく必要があります。特に、近年における訪日外国人客の急増をはじめとして、多くの来街者が港区を訪れるなか、路上等におけるごみのポイ捨て対策が急務となっています。

（１）良好で安全な生活環境の確保

大気環境や水質の保全、騒音、振動、有害化学物質など、区民の生活環境を守るための基本となる取組について、法令に基づく監視、測定、指導や、区民・事業者への情報提供、都に対する要請などに、引き続き取り組むことが必要です。

また、羽田空港の新飛行経路に関わる騒音や環境影響について、区民の不安や影響を低減するため、区は引き続き必要な対策や国への要請、区民への情報提供等を推進することが必要です。

（２）街づくりにおける環境配慮の促進

区内で行われる民間の大規模な開発事業等において、周辺の生活環境や自然環境へ及ぼす影響を最小限に抑えるため、区独自の環境アセスメント*（環境影響調査）を活用し、計画段階からの環境配慮の徹底や適切な誘導を図るとともに、区民に対して取組を周知していくことが必要です。

（３）環境美化の推進

国内外からの来街者が多い港区の特性を踏まえ、路上等へのごみのポイ捨て対策など環境美化の取組を強化することが求められています。日本に根付くごみの持ち帰り文化の啓発に加え、地域の状況に応じた適切なごみ箱の設置検討など、実効性のあるアプローチが重要となっています。あわせて、快適な分煙社会に向けて「みなとタバコルール」の周知・啓発を一層強化することが必要です。

また、住居に大量の物品を溜め込み、近隣の生活環境に影響を及ぼす家庭に対して、福祉分野などの関係部署と連携した適切な対策、および周辺住民への丁寧な対応が必要です。

第４節 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

国において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた動きが本格化しており、法制化された「自然共生サイト」などを通じて、企業や団体等の多様な主体による保全活動を促進する仕組みが整えられています。また、東京都においても、保全活動の拠点となる「東京都生物多様性推進センター」の開設など、積極的な取組を展開しています。

港区ではこれまで、公共空間の整備や民間開発に伴う緑化推進、区立公園の自然共生サイト認定の取得、雨水浸透施設の導入などを積極的に進めてきました。ネイチャーポジティブを実現するには、区民や事業者とのパートナーシップをこれまで以上に強化し、都心に残された貴重な緑地や水辺における生物多様性の保全・再生に向けた取組を加速していく必要があります。

（１）みどりあふれる快適なまちづくり

緑被率やみどり率に加え、「緑に関する新たな指標」を導入することで、都市における緑の価値を多角的に評価し、みどりの質の向上を図る必要があります。

また、民有地等に現存する樹木や樹林等の貴重な緑を、次世代へ継承することができるよう、歴史あるみどりの保全に対する支援の拡充を図る必要があります。

さらに、生きものの生息環境の向上を図るため、エコロジカルネットワークの形成に資するビオトープの整備を進めていく必要があります。

（２）生物多様性への理解促進と保全、再生

日々の消費行動や事業活動が生態系に与える効果や影響を「自分ごと」として捉えることができるよう、区民・事業者に対する普及啓発や環境学習を充実させることが重要です。また、生物多様性の理解と浸透を図るとともに、生物多様性に配慮した製品の選択を促すなど、具体的な行動変容につながる取組が求められます。

ネイチャーポジティブを実現するには、自然共生サイトへの認定申請など、民間企業や地域団体が主体となった生物多様性の保全、再生の取組を後押しし、官民連携の強化を図る必要があります。また、都市空間の形成においても、公共空間の整備や民間の大規模なまちづくり・開発事業に対して、緑地・水辺の創出はもとより、在来種の選定や生態系ネットワークに配慮した整備を促すなど、生物多様性の保全・創出に向けた取組を誘導する必要があります。

（３）水環境・水循環の保全、再生

臨海部や運河など、港区の象徴である豊かな水辺資源において、環境保全と区民利用の双方が高い次元で両立するよう、区は明確な管理方針を整理するとともに、官民一体の協働運営体制を構築することが必要です。あわせて、魅力的な水辺の利活用をさらに推進するため、その基盤となる水質保全対策のさらなる拡充に取り組むことが必要です。

第５節 環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全分野）

国は「環境教育等の推進に関する基本的な方針」の改定を通じて、『個人の変容に留まらず、それを組織や社会経済システム全体の変革へとつなげていく重要性』を示し、その具体策として、中間支援機能*の強化や環境教育・協働の取組を推進しています。

港区においては、これまでの積極的な取組により、環境学習・環境イベントの開催数および参加者数は拡大傾向にあります。今後はこれらの取組をさらに深化させ、区民の学習内容・機会の充実につなげるとともに、次世代の社会を担う子どもたちをはじめとした多様な層に対し、行動の変容と定着を促すようなアプローチが必要です。

また、多様な主体の参加を促し活動の裾野を広げるためには、区内の環境保全活動や団体等に関する魅力的な情報発信を強化し、その存在や役割の認知度を向上させるとともに、区民や事業者が活動しやすい環境を整備していくことが不可欠です。加えて、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」をはじめとした環境プラットフォーム*において、情報発信やマッチングなどの中間支援機能を強化し、実効性を高めていくことが重要です。

（１）環境教育等による環境保全意識の向上

暮らしの場面などにおいて行動変容の考え方を取り入れた啓発を行うなどにより、実効性のある普及周知を図ることが必要です。

また、学校教育との連携や、子どもたちが楽しみながら主体的に取り組むことができる体験型の学習メニューを環境教育に盛り込むなど、多様な世代やライフステージに配慮した周知啓発や学ぶ機会の創出・拡充が重要です。

（２）環境配慮行動の実践に向けた支援を拡充

区民や事業者が日々の生活や業務の中で実践すべき指針である「環境行動指針*」について、ライフスタイルや時代の変化に合わせた更新を行うとともに、区民を対象としたみなとエコチャレンジや事業者によるみなとエコ宣言などの取組を進め、実践を促すことで、主体的な環境配慮行動につなげることが必要です。

（３）協働による環境保全活動の推進

区民のライフスタイルや企業の事業環境の変化に柔軟に対応するため、区民、事業者、活動団体等の多様な主体をつなぐ「官民連携プラットフォーム」の機能を拡充していくことが重要です。それぞれの主体が抱える課題やニーズを丁寧にマッチングし、既存の枠組みを超えた共同プロジェクトや、互いの専門性を活かした協働・連携による環境保全活動を創出していくことが必要です。

第４章 分野横断的な取組

現代の環境課題は、地球温暖化、資源循環の停滞、生物多様性の損失など、それぞれが複雑に絡み合い、多様化しています。こうした背景から、地球環境、資源循環、生活環境、自然環境、環境保全活動といった各分野を個別の課題として捉えて施策を展開するのではなく、これらを相互に関連し合う一連の「システム」として捉える統合的アプローチが不可欠となっています。

さらに、こうした環境課題のみに留まらず、福祉、防災、教育、産業振興といった環境の枠を超えた他の行政政策との連携や環境視点の組み込みが重要です。環境対策を講じることが、地域の防災力向上や、区民の健康・福祉の増進、地域経済の活性化といった「副次的効果（シナジー）」を生み出すという視点を持つことで、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、ひいては区民のウェルビーイングの向上へと結びつけていくことが非常に重要です。

港区がこれまで進めてきた、区民や事業者とのパートナーシップ、および全国の自治体との広域連携は、こうした分野横断的な取組を展開する上で大きな強みとなります。多様な主体が持つ多様な知見やリソースを掛け合わせることで、地域に新たな価値やイノベーションを創出していくことが期待されます。

港区が今後も都市型の環境政策におけるトップランナーとして走り続けるためには、多様な効果と価値を生み出すことが期待される「分野横断的な取組」について計画の中で重点化を図り、具体的な施策の実装と体制の強化を進めていくことが必要です。

第５章　施策の推進に向けて

第１節 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」との整合を図りつつ、全庁的な連携・協力体制を構築し、包括的な視点から環境施策を推進していくことが必要です。また、広域的な環境問題に対応するため、東京都や近隣区との連携を図るとともに、区がこれまで先駆的に取り組んできた全国の自治体との協働・連携ネットワークをさらに深めていく必要があります。

港区では、これまで区と区民、事業者、地域団体など多様な主体が協働・連携することで、地域に根ざした活動を展開してきました。これらの活動をさらに発展させるため、地球環境、資源循環、自然環境、環境教育など、分野の垣根を越えて多様な主体が交流し、互いの知見の融合によって新たな価値を共創できる場や機会を拡充していくことが求められます。

環境問題の解決には、区民や事業者が環境の保全に配慮した行動に主体的に取り組むことが不可欠です。デジタル技術やポイント制度等を効果的に活用しながら、誰もが「自分ごと」として捉えられるよう分かりやすく情報発信し、具体的な環境行動の実践へとつなげていく必要があります。特に、これからの未来を担う次世代の子どもたちに対しては、より共感を呼ぶアプローチや分かりやすい周知啓発が期待されます。

第２節 進行管理

本環境基本計画を実効性のあるものとするため、区は、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検・評価）」「Act（対策・改善）」のサイクルを繰り返し、事業を継続的に改善するという形で計画の進行管理を行ってきました。また、事業の実施状況や成果については環境審議会へ報告し評価を受けるとともに、施策の進捗状況を包括的に点検・評価した結果を「港区環境白書」に示すことにより、区民や事業者への分かりやすい公表に努めてきました。

今後も引き続き、計画の実行性を更に高め、区民や事業者等の環境意識の啓発及び行動を促していくため、PDCA サイクルに沿った施策の点検・評価、改善を継続し、その結果を区民、事業者等に分かりやすく伝えていくことが必要です。

■用語解説

ＥＶ
バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。
ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
雨水浸透対策
降った雨水を集めて地下に浸透させることにより水路や河川の負担を軽減する役目を果たす他、開発等で地表を覆うことにより起こる地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もあり、都市における健全な水循環の保持・創出に資する対策のこと。
エコフレンドリー
「環境に優しい」という意味。
エコロジカルネットワーク
個々の生きものの生息地が、生きものの移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
カーボンクレジット
省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO_2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボンハーフ
2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくこと。
環境アセスメント
開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して環境配慮がなされるようにするための一連の手続きのこと。
環境行動指針
港区環境基本条例前文にある「すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって環境にやさしい継続的な行動をとる」という理念に基づき、条例第８条に区長が策定することを規定されている、区民・事業者・区がとるべき具体的な環境保全行動のこと。
グリーンインフラ
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。
昆明・モントリオール生物多様性枠組
令和４（2022）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、新たな生物多様性に関する世界目標。生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられている。
再資源化事業等高度化法
効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律のこと。
ＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース
３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも「ごみの発生量を減らすリデュース」・「ものをそのまま繰り返し使うリユース」を事業スキームとして体現したビジネスのこと。
サステナブルシティ
持続可能な都市のこと。
シェアサイクル
地域内のどのサイクルポートからでも、自転車を貸出・返却ができる自転車の共有サービスのこと。ポートにある自転車を乗りたいときに借りて、行きたい場所のポートで返すことができる。区では放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地区内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的とした自転車シェアリング事業を実施している。
GX-ZEH
「GX Net Zero Energy House（グリーントランスフォーメーション・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。今後、より高い省エネルギー性能を掲げることが期待されること、また、再生可能エネルギーの自家消費の拡大の促進を行う必要があることを踏まえ、新しく作成されたZEHの定義のこと。
資源有効利用促進法
資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律。
自然環境デジタルミュージアム
東京都が昭島市に整備を進める、生物多様性に関する情報を継続的に収集・一元管理し、その発信を通じて生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を促す戦略的拠点

となるミュージアム。
自然共生サイト
「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地などにおいて、民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画として国から認定を受けた活動を、実施する区域のこと。
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）
「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのげる場所として一般に開放するほか、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、暑さを避けるための滞在場所としても開放している施設のこと。区内には約80か所（2026年２月時点）のクーリングシェルターがある。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
生物多様性国家戦略2023-2030
令和5（2023）年3月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指している。
ZEH
「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。
ZEB
「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ゼロエミッション
産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできる限りゼロに近づけるため、産業における生産等の工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた新たな循環型産業システムを構築することを目指すこと。一企業や一産業では自社内等で発生する廃棄

物を極力最小化し再利用や再資源化を最大にしてもなお発生する廃棄物を、他の企業や産業と連携を図ることによって適切にリサイクルしていくとともに、廃棄物処理を再生物の生産へと変えていこうとするものでもある。

第五次循環型社会形成推進基本計画

令和６（2024）年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。

脱炭素（カーボンニュートラル）

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

食べきり協力店

小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。区内には約300店の登録店がある。※2026年３月現在

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずることで、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進しようとする法律。

中間支援機能

区民、事業者、団体、学校、行政など多様な主体をつなぎ、情報交流やネットワーク形成、対話と協働を促進することで、地域課題の解決や持続可能な地域づくりを支える機能。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

平成13（2001）年４月に施行され、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする条例。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。

非メタン炭化水素

メタン以外の炭化水素の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つ。

プラットフォーム

情報共有やマッチングの場・仕組みのこと。

ブルーインフラ
CO_2吸収源対策や生物多様性等の様々な課題の解決に貢献するブルーカーボン生態系（藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素を隔離・貯留する海洋生態系のこと）及びその生息環境を形成する基盤となる藻場・干潟等のこと。
ライフサイクルカーボン
建築物の設計から建設、運用、解体に至るまでのライフサイクル全体において排出されるCO_2を含む環境負荷のこと。
緑被率
緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）に覆われている面積の割合のこと。
レジリエンス
災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

ＭＩＮＡＴＯビジョンと環境基本計画の整合性について①

資料２

分野計画と個別計画について

ＭＩＮＡＴＯビジョンの策定にあたり、これまで「個別計画」として位置づけていた計画について、各分野の幅広い方向性を示す計画を「分野計画」として新たに位置づけ、それ以外の計画を「個別計画」と位置付けます。

これまで　　基本構想 － 基本計画・実施計画 － **個別計画**

（港区環境基本計画）（港区一般廃棄物処理計画）

これから　　ＭＩＮＡＴＯビジョン　－　**分野計画**　－　**個別計画**

（港区環境基本計画）　（港区一般廃棄物処理計画）



ＭＩＮＡＴＯビジョンの構成について

①分野別将来像に対し、<u>１つの政策</u>を作成することとなっています。

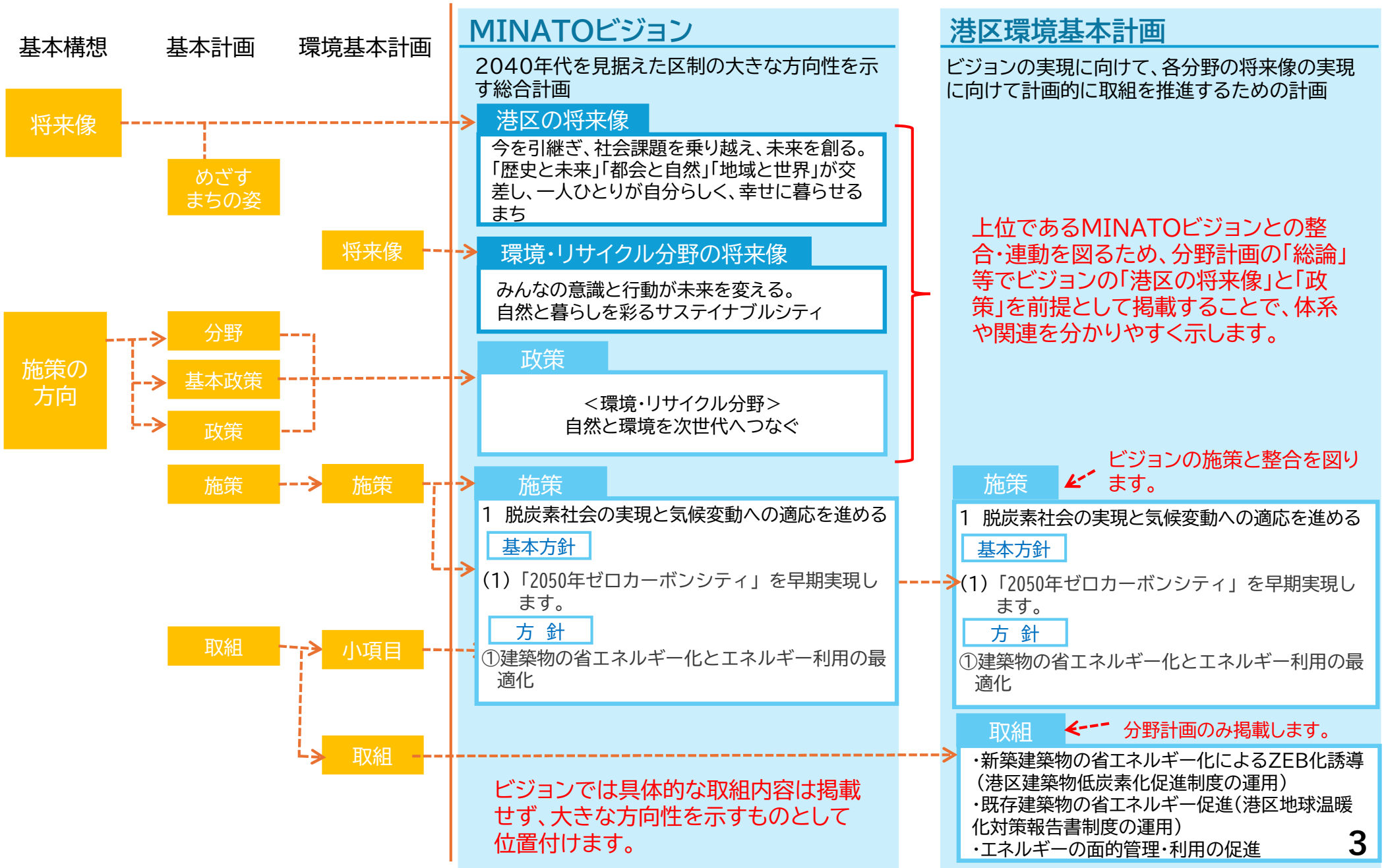
②政策の下位には、<u>複数の施策</u>を立案することとなっています。

<u>政策</u>とは：分野別将来像の実現に向けた区政の基本的な方向性を示すもの

<u>施策</u>とは：政策を推進するための取組の方向性を示すもの



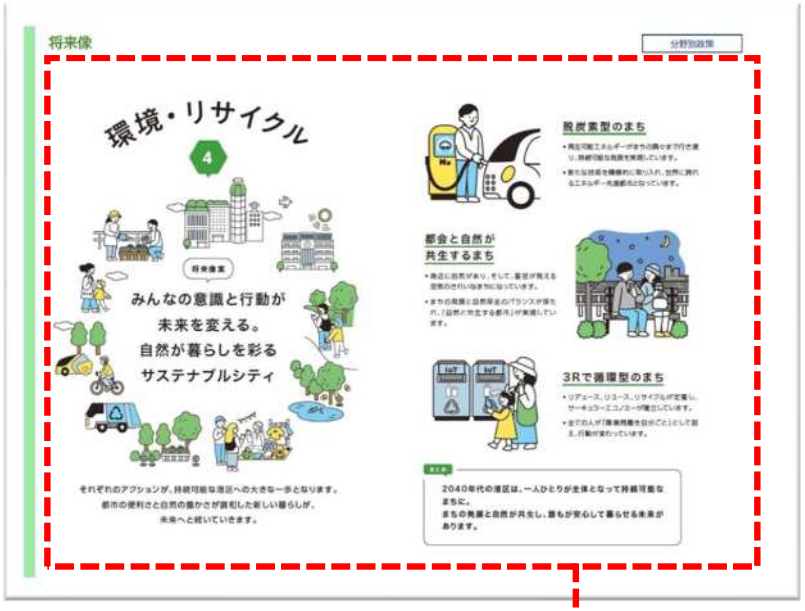
MINATOビジョンと「港区環境基本計画」の全体構成



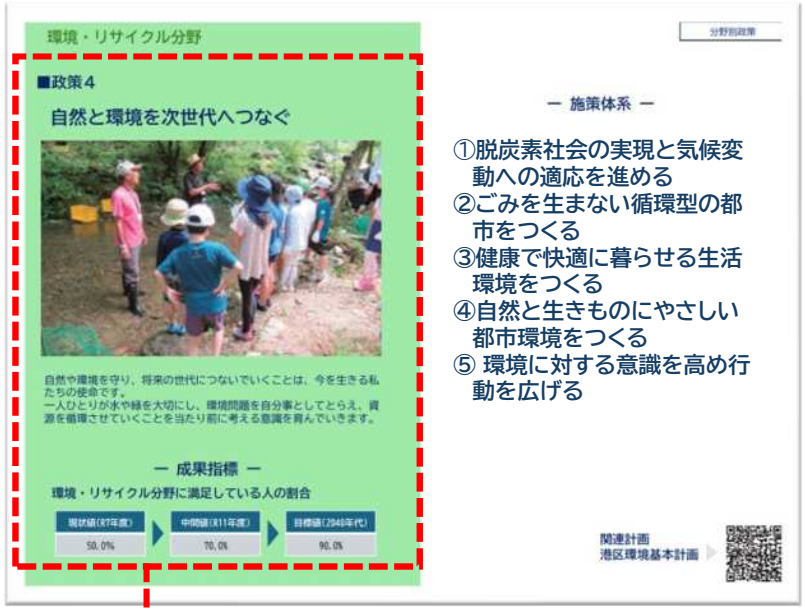
それぞれの計画内容のイメージ

MINATOビジョン

将来像



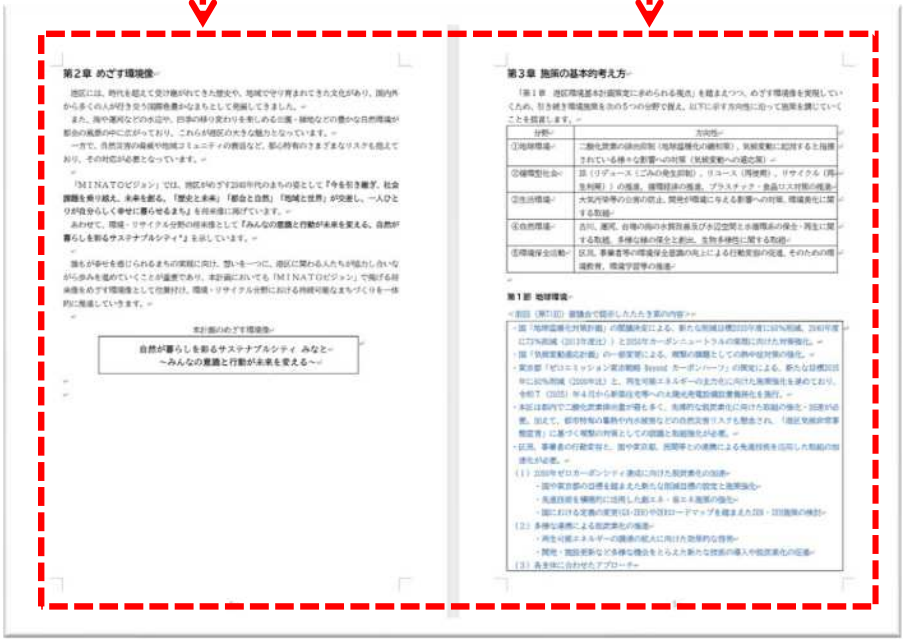
政策



港区環境基本計画

■ビジョンの将来像・政策を
分野計画で再掲します。

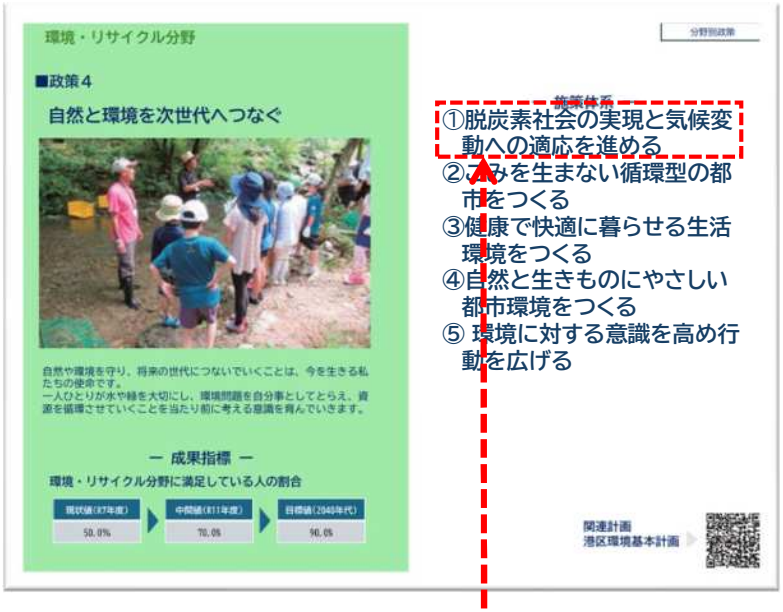
ビジョンの内容を再掲



将来像・政策

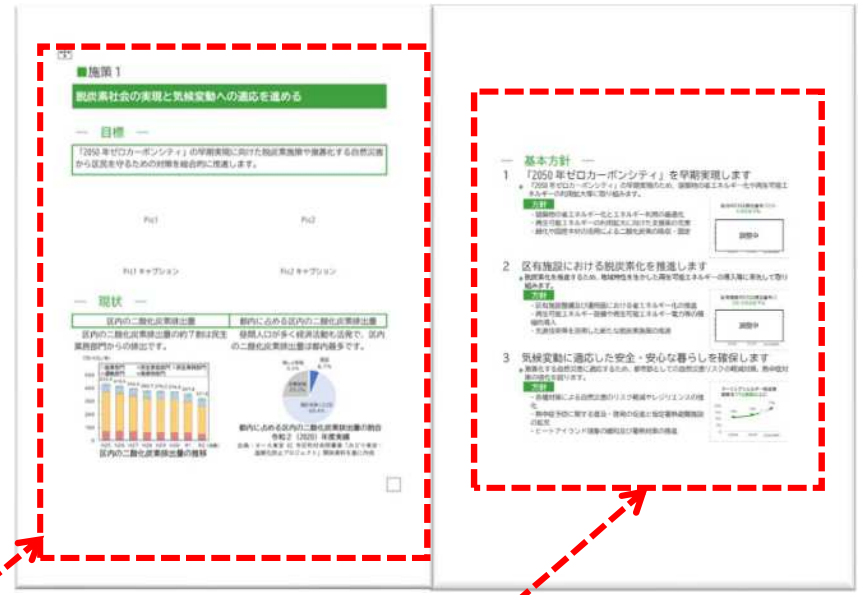
それぞれの計画内容のイメージ

MINATOビジョン



施策体系

①脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める
②ごみを生まない循環型の都市をつくる
③健康で快適に暮らせる生活環境をつくる
④自然と生きものにやさしい都市環境をつくる
⑤ 環境に対する意識を高め行動を広げる



施策

整合を図る

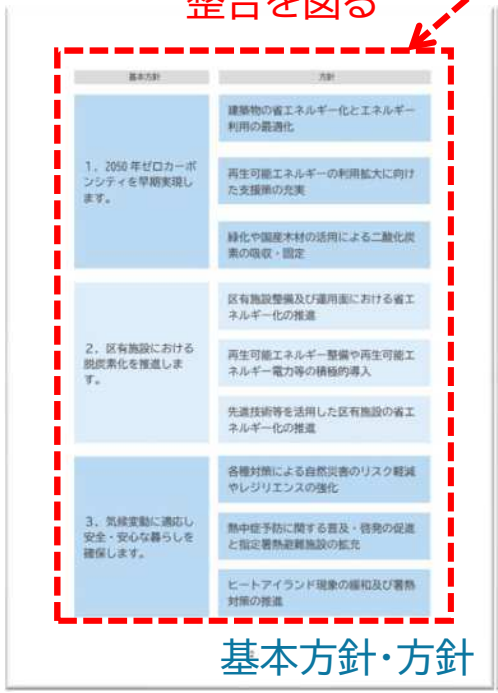
整合を図る

港区環境基本計画

■施策のイメージです。
ビジョンの施策と、分野計画の構成の整合を図っていきます。



施策



基本方針・方針



取組

港区環境基本計画のみ掲載

資料２－２

ＭＩＮＡＴＯビジョンと港区環境基本計画の整合性について②
（施策体系の新旧比較図）



新たな港区環境基本計画

現行の港区環境基本計画



MINATO ビジョンと整合を図るため、今後変更不可

施策 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める

目 標

「2050 年ゼロカーボンシティ」の早期実現に向けた脱炭素施策や激甚化する自然災害から区民を守るための対策を総合的に推進します。

関連する SDGs のゴール



現状と課題

・港区は昼間人口が多く経済活動も活発なため、区域から排出される二酸化炭素排出量は都内最多となっています。特に、全体の約７割を占める民生業務部門における削減を進める必要があります。

・区内の建築物は、屋上面積の制約や影の影響により、再生可能エネルギー設備の導入が困難なケースもみられます。こうした地域特性も踏まえた、効果的な再生可能エネルギーの導入促進が必要です。

・自然災害の激甚化が進み、豪雨等による浸水被害や土砂災害の頻発化などのリスクが高まっています。夏季の猛暑化も深刻化しており、都市部特有の自然災害リスクの軽減対策とともに、熱中症対策の強化が必要です。

図表、写真

成果指標

指標	現状値	計画目標値
	令和８（2026）年度	令和 12（2030）年度
区内の二酸化炭素排出量	○○ t-co2	○○t-co2
区有施設の二酸化炭素排出量	○○ t-co2	○○t-co2
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定施設数	○○ 施設	○○ 施設

7

基本方針	方針	取組
1．2050 年ゼロカーボンシティを早期実現します	建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化	・新築建築物の省エネルギー化（港区建築物低炭素化促進制度の運用） ・既存建築物の省エネルギー促進（港区地球温暖化対策報告書制度の運用） ・エネルギーの面的管理・利用の促進　・道路空間の脱炭素化 ・集合住宅の省エネルギーの取組推進 ・自転車の利用促進　・公共交通の利用促進
	再生可能エネルギーの利用拡大に向けた支援策の充実	・省エネコンサルタント派遣等による再エネ電力の導入促進 ・「MINATO再エネオークション」及び「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」による再エネ電力利用の促進 ・「『MINATO再エネ 100』再エネ電力導入サポート事業」による再エネ電力利用の促進 ・「MINATO再エネ 100」参加小売電気事業者の登録及び再エネプランの公開 ・MINATO再エネ 100 電力利用事業者認定による再エネ電力の普及促進　・ZEVの普及促進 ・東京都との連携による住宅向け太陽光発電設備等の導入促進 ・「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」による再エネ設備設置促進 ・全国連携による再生可能エネルギー導入の推進 ・次世代太陽電池（ペロブスカイト太陽電池等）の導入促進 ・水素エネルギーの普及・啓発　・水素を活用した省エネルギー機器の導入支援
	緑化や国産木材の活用による二酸化炭素の吸収・固定	・みなと区民の森の森林整備促進　・区内の緑の保全、創出による二酸化炭素の吸収の促進 ・「港区建築物等における協定木材等利用推進方針」及び「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の運用 ・テナント店舗等での木質化モデルの創出　・みなとモデル二酸化炭素固定認証表彰制度による周知・啓発 ・森林環境譲与税の活用　・お台場の海の藻場造成によるブルーカーボン生態系活用の推進
2．区有施設における脱炭素化を推進します	区有施設整備及び運用面における省エネルギー化の推進	・区有施設のZEB・ZEH化と省エネ運用の推進 ・区有施設における緑のカーテンの設置 ・脱炭素に向けた職員の行動推進 ・駐車場地域ルールの運用
	再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー電力等の積極的導入	・再生可能エネルギー100%電力の積極的導入 ・区有施設への太陽光発電設備等の積極的設置 ・区有施設における協定木材の活用促進
	先進技術等を活用した新たな脱炭素施策の推進	・先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化の検討
3．気候変動に適応した安全・安心な暮らしを確保します	各種対策による自然災害のリスク軽減やレジリエンスの強化	・都市型水害対策の推進　・気象情報等の発信 ・土砂災害対策の強化　・災害時におけるZEVの電源活用 ・エネルギーの面的管理・利用の促進によるレジリエンス強化 ・自然環境の機能を活用したグリーンインフラの推進
	熱中症予防に関する普及・啓発の促進と指定暑熱避難施設の拡充	・熱中症予防に関する普及・啓発 ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定 ・地球温暖化の影響により疾病リスクの増大が懸念される感染症の予防に関する普及・啓発
	ヒートアイランド現象の緩和及び暑熱対策の推進	・遮熱性舗装等の推進 ・ヒートアイランド対策に係る創エネルギー・省エネルギー機器等導入支援 ・開発事業等におけるヒートアイランド現象緩和への誘導 ・ヒートアイランド対策貢献ビル及びエリアのPR ・打ち水の普及促進 ・官民連携による涼しく歩きたくなるまちづくりの推進

施策 2 未来につなぐ循環型の都市をつくる

目 標

区民・事業者が循環型の都市づくりに向けて主体的に行動する、使い捨てや無駄のない生活・活動様式を地域に浸透させていきます。

関連する SDGs のゴール



現状と課題

・可燃ごみの中に資源となる古紙やプラスチックが混入している現状を踏まえ、適正な分別を徹底し、これら資源の一層の有効活用・資源化を促進していくことが必要です。
・事業系ごみが依然として区の廃棄物の半分以上を占めています。事業者には事業系古紙など、リサイクル意識を定着させていくことが求められています。
・家庭や店舗における未利用食品や食べ残しなどの食品ロスが発生しており、こうした食品をごみにしない取組の拡充や外食時の食べきりを促進していくことが必要です。

図表、写真

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
区民一人当たりのごみ量（ｇ/人・日）	○○ ｇ	○○ｇ
資源化率	○○ ％	○○％
持込ごみ量（年）	○○ ｔ	○○ ｔ

基本方針	方針	取組
1．使い捨てや無駄のない暮らしを定着させ、社会課題に対応した清掃業務を実施します	マイバッグなどの使い捨てない暮らしとリユースを促進	・マイバッグ、マイボトル等の利用促進 ・海洋プラスチック問題の普及・啓発と情報発信 ・リユース機会の拡大　・家具等のリユースの推進
	家庭から出る未利用食品の回収拡大と提供先の確保	・フードドライブの拡大 ・食べきり協力店登録制度等による食品ロスの削減に向けた普及・啓発 ・食品廃棄物の削減　・食品廃棄物の再生利用
	区民ニーズや地域の課題に対応した清掃事業の確立	・充電式電池（リチウムイオン電池等）の分別収集等、有害危険物対策の強化 ・危険物等の不適正排出の普及啓発 ・福祉等と連携した戸別訪問収集等の推進　・建物ごとの収集への切替え検討 ・災害廃棄物処理計画の策定　・荒天時や感染症拡大時における業務継続 ・清掃職員の作業着・保護具の安全向上　・繁華街における早朝収集の維持
2．生活スタイルに適応したリサイクルを推進します	一人ひとりの分別意識向上に向けた普及・啓発や環境学習の充実	・ごみの減量、分別に係る効果的な情報発信 ・港資源化センターを活用した資源循環のPR ・適正な集積所利用のためのマナー啓発 ・区施設、イベント会場等での分別表示 ・排出実態調査の実施
	循環型社会にふさわしい資源リサイクルの量と質の向上	・資源の拠点回収の拡大 ・プラスチックや紙類等の適正排出の促進
	民間事業者等のリサイクル活動と連携した資源回収・リサイクル機会の拡充	・集団回収実践団体への支援　・古紙価格の変動に対応した回収業者への支援 ・小規模事業者への集団回収の参加の支援　・回収業者登録制度による集団回収の実施支援
3．事業者から排出されるごみを抑制します	大規模建築物所有者のごみ減量義務の徹底を図る仕組みの構築	・事業用大規模建築物の再利用計画書等を活用した指導の強化 ・事業用大規模建築物の・ごみ減量や資源の再利用の促進 ・大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進
	事業者への指導や実践的な助言によるリサイクルの促進	・ごみ減量アドバイザーを同行した立入検査の実施 ・テナントの主体的な取組の促進 ・廃棄物の減量及び適正な処理の確保 ・少量排出事業者の民間収集への移行促進
	オンラインによる申請など区と事業者の繋がりを強化	・各種手続のオンライン化等の推進

10

施策 3 健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

目 標

公害が未然に防止されるとともに、環境負荷の低減と生活環境の質の向上が両立され、清潔で美しく快適な都市環境を維持します。

関連する
SDGs のゴール



現状と課題

・空気のきれいさや騒音の少なさに関する区民の満足度は依然として低い現状を踏まえ、公害に関する指導の徹底と、区民への分かりやすい啓発の推進が必要です。
・健康・快適性など、生活の質向上への区民のニーズが高まっており、誰もが快適に過ごせるよう環境に配慮したまちづくりを進めていくことが求められています。
・来街者の増加に伴い、ポイ捨てなどのマナーに関する課題が顕在化しています。来街者に対するマナー啓発の強化や、実効性のある新たな取組の推進が必要です。

図表、写真

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
静穏に関する満足度	○○ %	○○ %
環境影響調査に係る区民意見提出数	○○ 回	○○ 回
ポイ捨ての少なさに関する満足度	○○ %	○○ %

11

基本方針	方針	取組
1．良好で安全な生活環境を確保します	騒音、振動、悪臭などの公害に係る指導の徹底と啓発の推進	・低公害車等の普及とエコドライブ等の啓発、促進 ・大気環境の監視及び測定結果の情報提供 ・騒音、振動などへの対策 ・臭気対策 ・土壌汚染対策
	アスベストや有害化学物質等の飛散・拡散防止等に係る対策の推進	・区有施設のアスベスト対策 ・民間建築物のアスベスト対策 ・有害化学物質の適正管理 ・新たな環境汚染等への対応の強化
	羽田空港新飛行経路の固定化回避に向けた取組の推進	・羽田空港新飛行経路の固定化回避に向けた取組の推進
2．街づくりにおける環境配慮を促進します	港区環境影響調査制度の手続きに関する区民への周知の促進	・開発事業等の環境アセスメントの推進
	大規模開発事業における環境配慮内容の区民周知と意見集約の推進	・開発事業等の適切な誘導 ・良好な景観形成
	都アセスメント対象案件を含む区内高層建築物のビル風対策の推進	・ビル風対策の推進
3．快適な生活環境実現に向けて環境美化を推進します	路上等へのごみのポイ捨てやごみの放置対策の取組の充実	・ごみのポイ捨て対策の強化 ・ものを捨てられない家屋による近隣影響への対策 ・民有地における不法投棄対策
	みなとタバコルールの周知啓発の推進と遵守の指導強化	・みなとタバコルールの普及強化 ・密閉型指定喫煙場所の整備拡大
	環境美化活動やキャンペーンへの積極的な参加の誘導	・地域の環境美化活動の普及・啓発

施策 4 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる

目 標

まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまちをつくります。

関連する
SDGs のゴール



現状と課題

- 「緑が多い」と感じる区民の割合は伸び悩んでおり、区民が身近に感じることができる緑を増やしていくことが必要です。
- これまで普及啓発活動を行っているものの、生物多様性への理解が十分に進んでいないことから、生物多様性に関する普及・啓発を更に推進していくことが必要です。
- 水辺の保全と区民利用の両立が求められており、官民協働の管理や魅力的な水辺の利活用、水質保全の拡充を進めていくことが必要です。

図表、写真

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
樹木被覆率	○○ %	○○ %
生物多様性の認知度	○○ %	○○ %
運河沿緑地の開放数	○○回	○○回

基本方針	方針	取組
1．みどりあふれる快適なまちをつくります	公園、道路等の公共空間や民有地における緑陰の確保	・緑化計画書制度による緑の量の確保と質の向上 ・屋上緑化、壁面緑化等の推進 ・区有施設の緑化の推進 ・公園等の整備 ・道路緑化の推進
	生物多様性を支え、景観を彩る豊かで質の高いみどりの保全、創出	・みどりの普及・啓発 ・区民協働によるみどりの保全、創出活動の支援 ・歴史あるみどりの保全 ・部局横断によるグリーンインフラの推進 ・エコロジカルネットワークの評価
	区民等が身近に親しむことができるビオトープの保全・再生・活用	・公園等におけるビオトープ整備と生きものがすめる環境づくり ・学校、幼稚園、保育園等におけるビオトープの創出と適切な維持管理の推進
2．生物多様への理解を深め、保全を進めます	生物多様性の理解と浸透のための効果的な普及・啓発	・生物多様性に関する普及・啓発の推進 ・生物多様性に配慮した暮らしと働き方の促進 ・学びの機会の提供 ・区民参加型生きもの調査 ・「自然共生サイト」の登録拡大に向けた取組 ・生物多様性スポットの創出と情報発信
	区民・事業者との協働による生物多様性の保全・再生	・生物多様性及び自然環境に関する調査の実施と情報発信 ・生物多様性の向上に貢献する建築計画やまちづくりの誘導 ・外来種の侵入、拡散の防止 ・「自然共生サイト」の登録拡大に向けた取組 ・「生物多様性みなとネットワーク」の活動推進
3．水環境の保全・向上と親水化を進めます	水辺空間をいかした賑わいと安全・環境共生の創出	・水質の監視測定及び測定結果の情報提供 ・古川の浄化対策 ・お台場の海及び運河の水質改善の促進 ・泳げるお台場の海創生事業 ・お台場ふるさとの海づくり
	健全な水循環機能の保全・向上	・アマモなど藻場の創出 ・ブルーカーボンの導入検討 ・水辺空間の親水化 ・水辺の散歩道の整備

施策 5 環境に対する意識を高め行動を広げる

目 標

環境教育等により環境保全意識が向上し、区民・事業者の主体的な行動変容を促進します。

関連する
SDGs のゴール



現状と課題

・近年、区民の環境学習やイベント参加の機会が着実に広がっている一方で、こうした環境施策や学びが区民の実感として十分に結び付いていない現状があります。
・区が容易する脱炭素行動を後押しする制度や支援策をより効果的に機能させるため、都市特性に応じた環境配慮行動の支援を一層強化し、区民の行動変容につなげることが必要です。
・多様な主体が集積し、環境配慮行動が広がりやすい都市であるという特性を活かし、区民・事業者・区が連携し、行動の輪を広げる仕組みを強化することが必要です。

図表、写真

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
環境学習をきっかけに行動が変化した人の割合	○○ %	○○ %
エコチャレンジ登録者数	○○ 人	○○ 人
区と連携をし活動する事業者数	○○ 者	○○ 者

15

基本方針	方針	取組
１．環境意識の向上と環境学習の充実を図ります	多様な媒体による環境保全についてのわかりやすい情報発信	・環境行動指針を活用したわかりやすい啓発 ・双方向型の環境情報の受発信 ・区内で暮らす外国人や海外から訪れる人々への情報提供
	エコプラザやみなと区民の森を活用した学習の更なる充実	・エコプラザにおける環境学習の推進 ・みなと区民の森を活用した環境学習の推進 ・子どもたちへの環境教育の推進
	身近な行動と環境配慮とのつながりを実感できる機会の提供	・エコプラザにおける環境情報の発信と環境保全意識の向上
２．環境配慮行動の実践に向けた支援を拡充します	みなとエコチャレンジへの参加を通じた実践行動の促進	・環境に配慮した行動、取組の推進 ・家庭における脱炭素ライフスタイル行動の促進 ・家庭及び事業活動におけるごみの排出抑制とプラスチック等の資源化の促進
	事業者による環境配慮行動の促進	・職場における脱炭素ビジネススタイル行動の促進 ・みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)による環境保全活動 ・みなと環境にやさしい事業者会議(mecc)等を通じた事業者の ESG 経営・環境保全活動への支援
	助成制度活用促進による創エネルギー・省エネルギー機器導入の推進	・創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成
３．協働による環境保全活動を推進します	区民、事業者、区の連携による環境配慮行動の推進体制の強化	・区民や事業者等の自主的活動の支援
	情報発信と実践の連動による参加の輪が広がる地域循環の形成	・情報共有、交流機会の創出

16

資料３

「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について

（答申案）

令和８年８月

港区環境審議会

目次

第１章 計画改定の基本的事項 1
第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景 1
第２節 計画の位置付け 2
第３節 計画見直しの必要性 3
第４節 計画期間 3
第２章 港区の資源・ごみを取り巻く現状と今後の見通し 4
第１節 現行計画の取組と評価 4
(1)事業系ごみの発生抑制 5
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 6
(3)食品ロスの削減 7
(4)資源回収の拡大 8
(5)持続可能な集団回収制度の構築 9
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 10
(7)災害等への対応力の向上 11
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 11
第２節 今後の見通し 12
第３章 現行計画改定の基本的方向性 13
第１節 基本理念について 13
第2節 基本方針について 13
第3節 数値目標について 15
第4節 重点施策の今後の取組について 15
(1)事業系ごみの発生抑制 15
(2)プラスチックの使用抑制と資源循環 15
(3)食品ロスの削減 16
(4)資源回収の拡大 16
(5)持続可能な集団回収制度の構築 16
(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善 17
(7)災害等への対応力の向上 17
(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実 17
■用語解説 19

文章中などにおいて＊が付く用語は、用語解説（p.19～）に解説を掲載しています。

第１章 計画改定の基本的事項

第１節 一般廃棄物処理基本計画改定の背景

近年の循環型社会*の実現に向けた我が国の動向は、従来の廃棄物処理中心の施策から、資源循環*と脱炭素を一体的に推進する方向へと大きく転換しています。

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性*や循環利用率*の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野*にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

東京都においては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和８（2026）年３月)」において、資源ロス削減と循環利用の強化、持続可能な資源利用に向けた社会変革の加速、そして強靭で安定的な廃棄物処理システムの確保の３つを柱として掲げ、CO2 排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保をめざしていくこととしています。

これらを踏まえると、今後の循環型社会政策は、「量の削減」に加え、「質の高い循環」が重要となってきているといえます。また、行政のみならず、事業者や区民の行動変容を促す仕組みづくりが重要であり、多様な主体の連携による取組の深化が求められています。

本区においては、こうした動向を踏まえた「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次)」（以下「現行計画」という。）の改定を行い、地域特性に応じた施策を具体化していくことが必要です。

第２節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、計画の改定に当たっては、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画、区が策定する「MINATO ビジョン」、「港区環境基本計画」等と整合を図る必要があります。



第３節 計画見直しの必要性

区では、令和３（2021）年３月に現行計画を策定し、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・脱炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画の見直し等が行われ、また、港区では現行計画策定時の想定を上回る人口の増加が見られるなど、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25（2013）年６月)」によれば、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は現行計画の中間年度にあたることから、必要な見直しを行うものです。

第４節 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます。

第２章 港区の資源・ごみを取り巻く現状と今後の見通し

第１節 現行計画の取組と評価

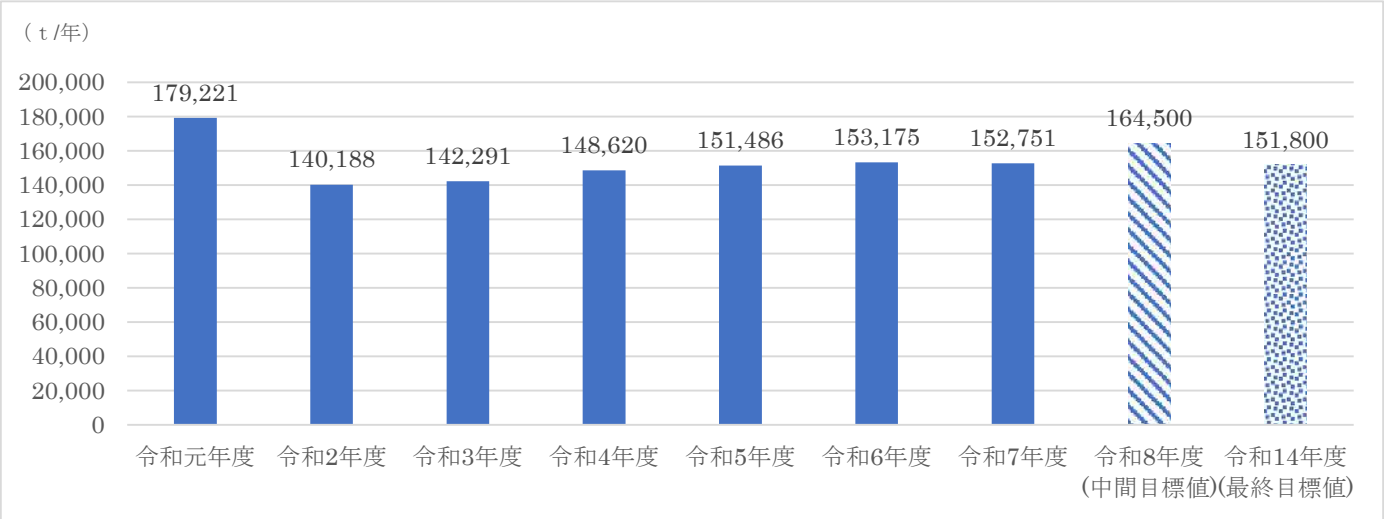
現行計画においては、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として掲げ、下に示す３つの基本方針に基づき、数値目標を設定したうえで、事業系ごみ*の発生抑制や食品ロス*の削減など、８つの重点施策を掲げてごみの減量・資源化の取組を実践してきたところです。

ここでは、重点施策の取組の評価、資源・ごみの排出の現状と課題について整理します。

【現行計画における基本理念・基本方針】

基本理念	環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素※社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します ※「低炭素」は「脱炭素」に変更が必要（第３章）
基本方針	基本方針Ⅰ　区民の参画と協働による３R*を推進します 基本方針Ⅱ　事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します 基本方針Ⅲ　安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します

【総排出量実績と目標値】

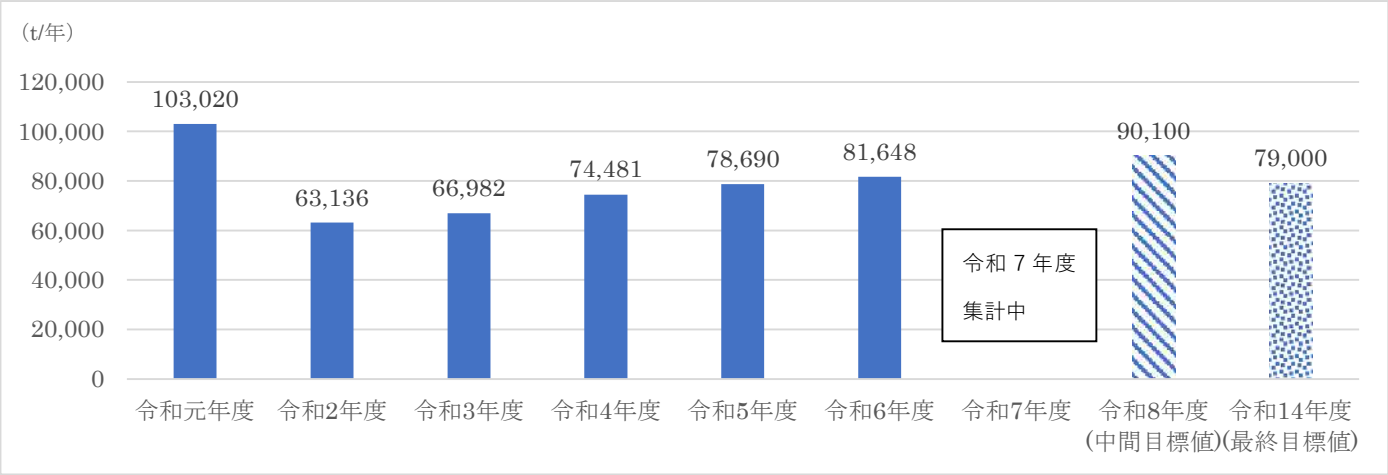


※令和７年度は速報値

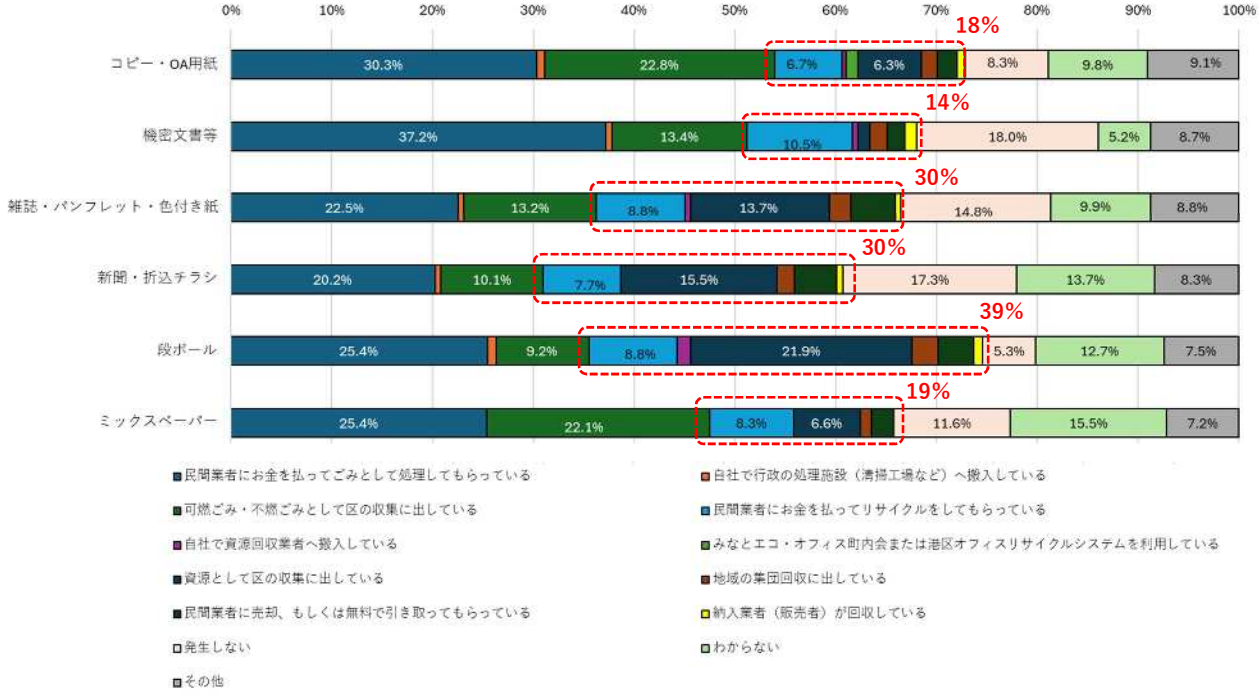
(1)事業系ごみの発生抑制

港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任*のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみ*の量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と目標値】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査アンケート）】



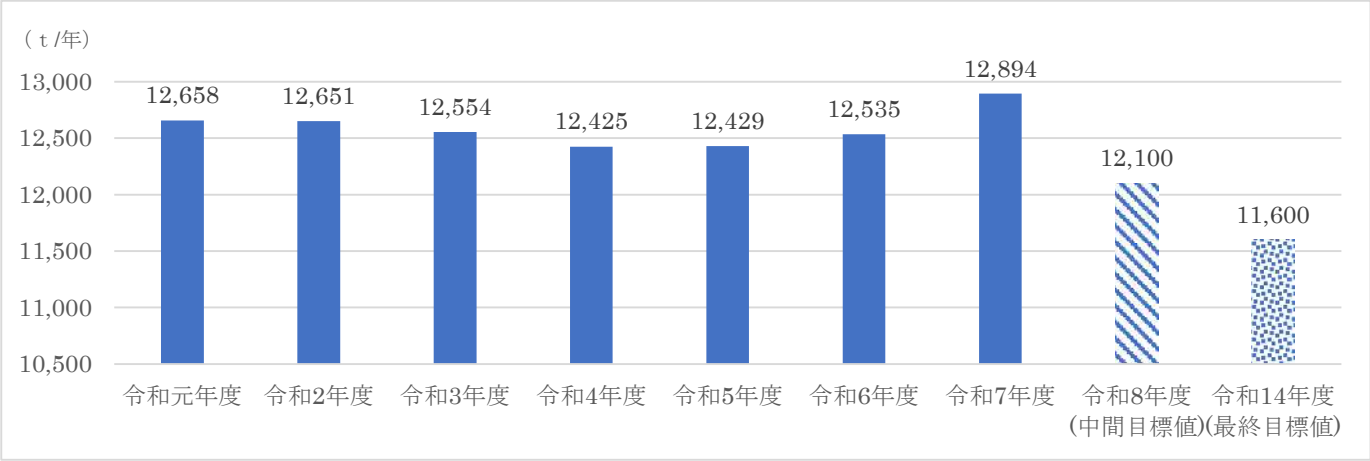
※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。
※本図表は、事業者に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

（2）プラスチックの使用抑制と資源循環

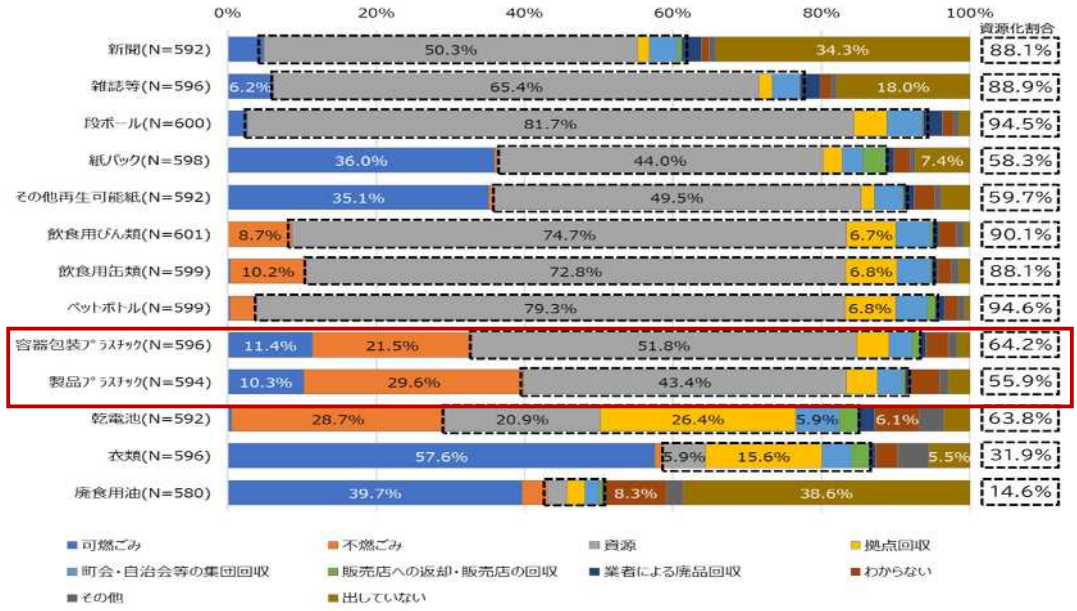
港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチック*や製品プラスチック*を資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニエンスストア等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と目標値】



【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】



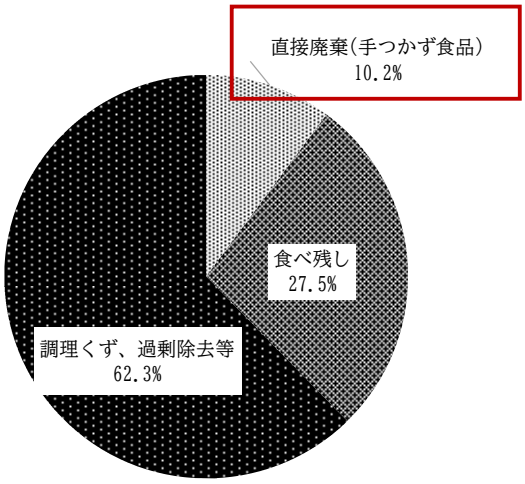
※本図表は、区民に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

（3）食品ロスの削減

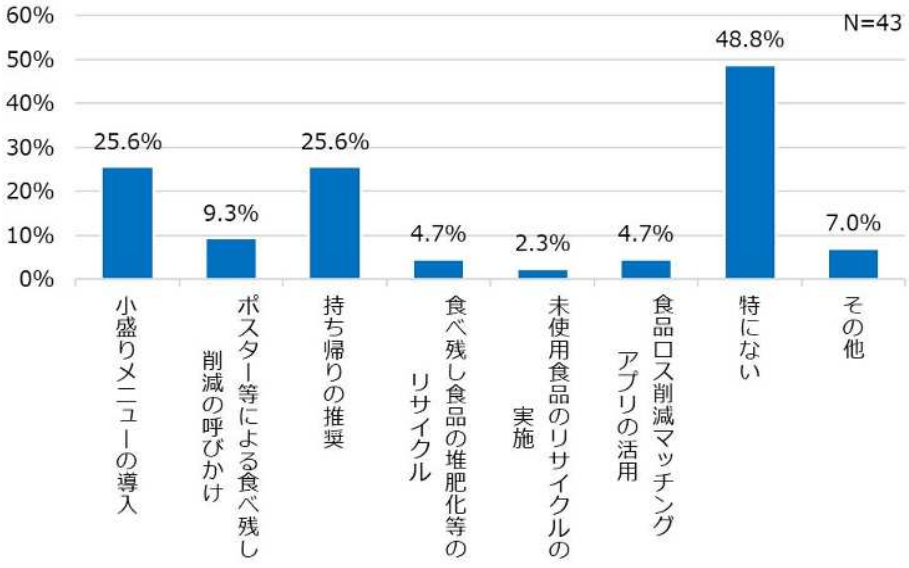
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品*を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ*を実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査*」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類*（生ごみ）の中に約 10％の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店*登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和7年度排出実態調査）】



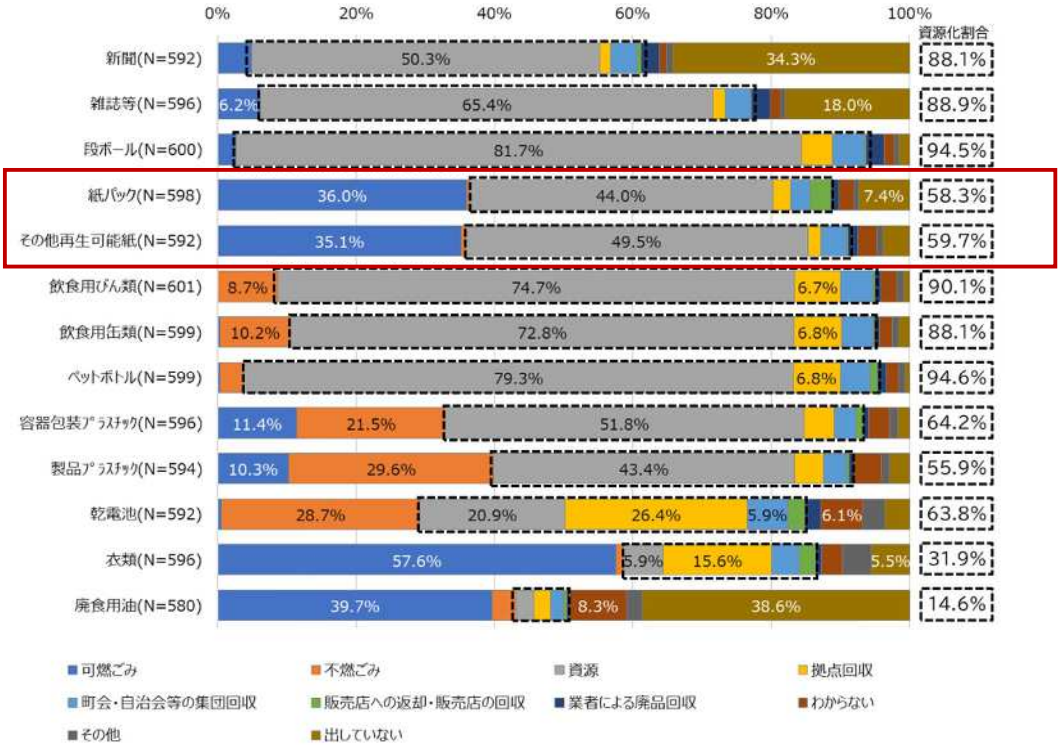
【（飲食店、宿泊施設のみ）食品廃棄物削減のために実施している取組（令和7年度基礎調査アンケート）】



（4）資源回収の拡大

区の資源回収は集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収*」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収*」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収*」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率*に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

【ごみ・資源の発生・分別について（令和7年度基礎調査アンケート）】

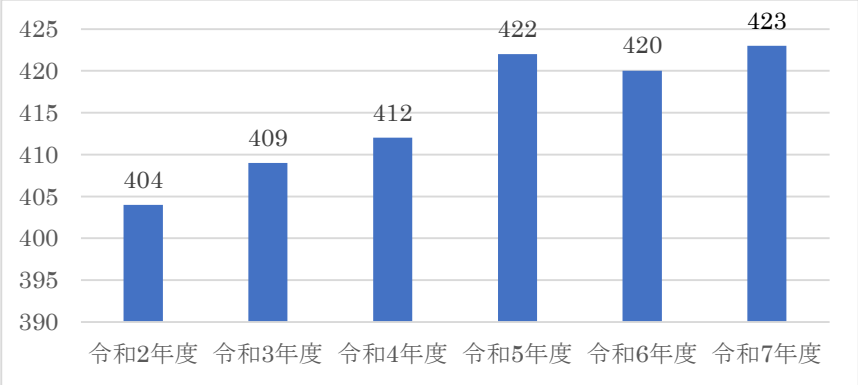


※本図表は、区民に対して実施したアンケート調査の回答結果を集計したものです。

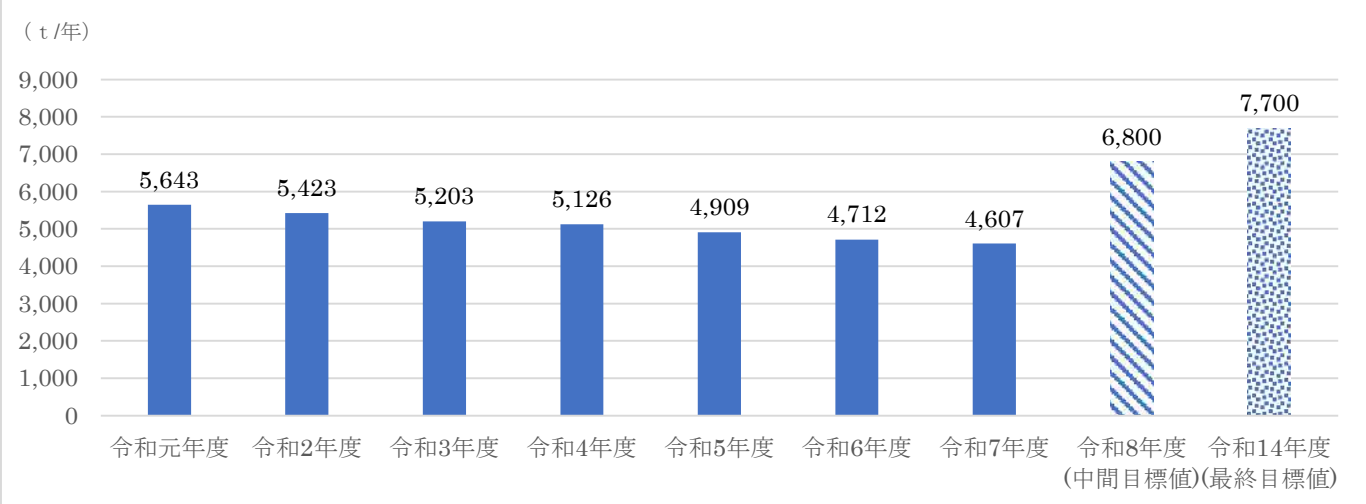
（5）持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収*を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と目標値】

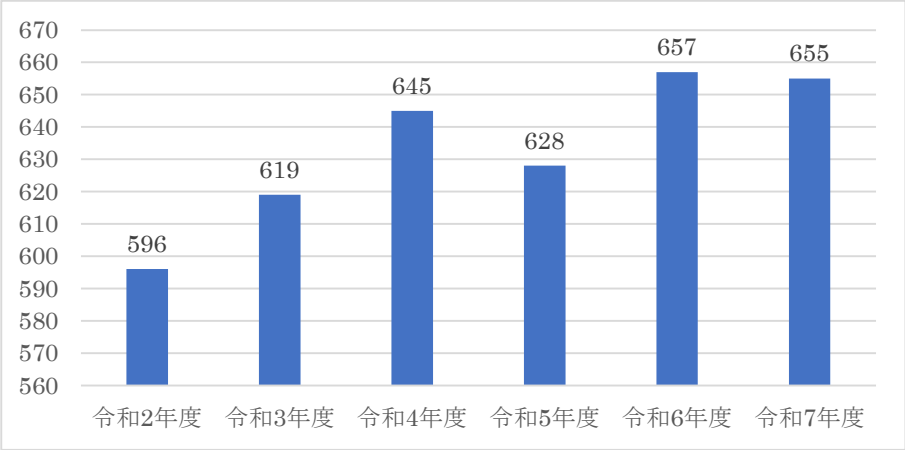


（6）安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

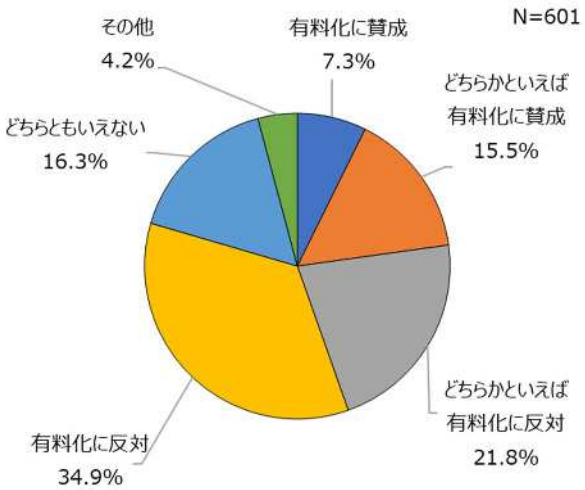
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導*など、きめ細かな対応を行ってきています。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池*などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ*有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別（高齢者や障害者、妊産婦等の世帯）訪問収集件数】

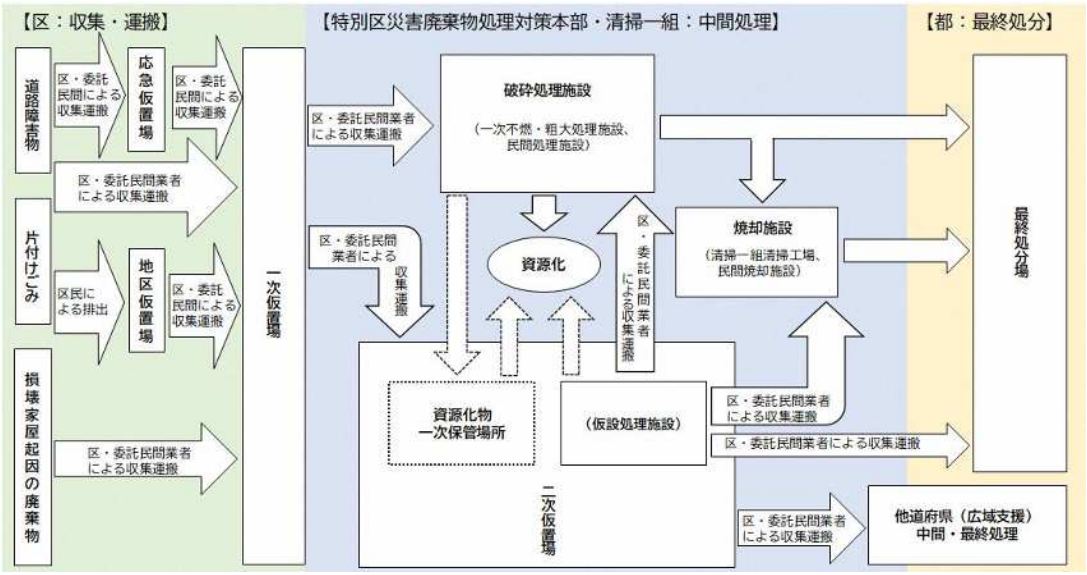


【家庭ごみ有料化に対する区民意見（令和7年度基礎調査）】



(7)災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物*を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場*の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

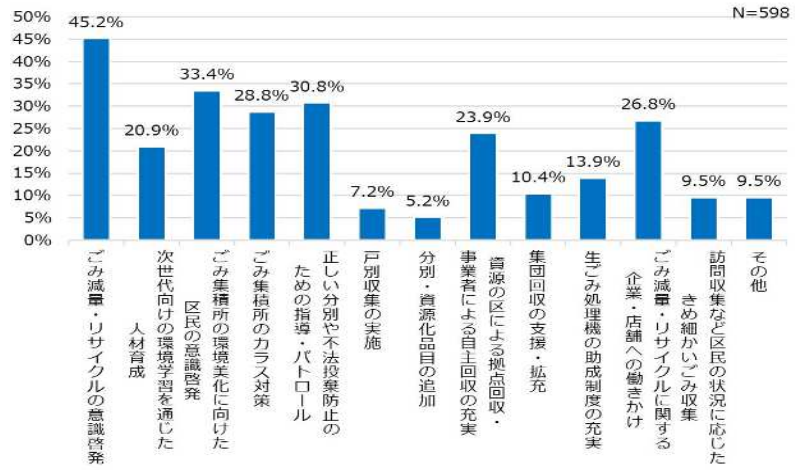


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

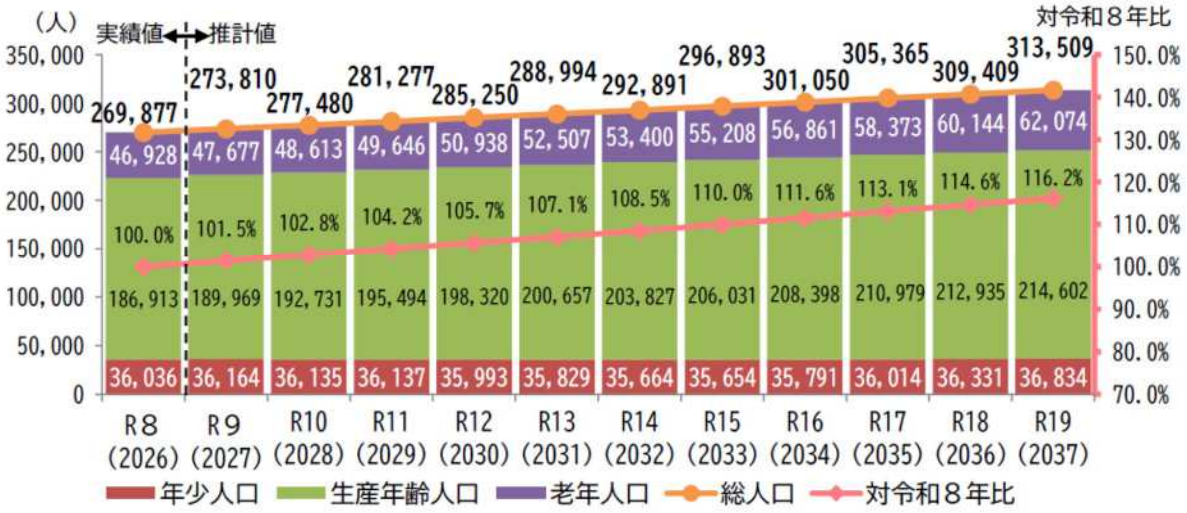
【区に力を入れてほしいこと（令和7年度基礎調査アンケート）】



第２節 今後の見通し

港区内からのごみは地域特性から半分以上が事業系であり、事業活動の再開・活性化で増加傾向となっていることが示されていますが、これに加えて、人口増が続く局面では、家庭由来の排出も「底上げ」されるため、総排出量を押し下げるには、人口増を上回る１人当たり排出抑制と資源化の実効性が求められます。

（港区人口推計（令和８年３月））



第３章 現行計画改定の基本的方向性

第１節 基本理念について

近年、資源制約の深刻化や気候変動問題の進展、海洋プラスチックごみ問題への対応などを背景に、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした社会経済のあり方から、資源を循環的に利用する持続可能な社会への転換が強く求められています。

このような動向の中、港区においては、人口増や生活様式の変化により、廃棄物排出量の増加や排出形態の複雑化が進んでいます。さらに、再資源化可能な資源の可燃ごみへの混入といった排出の質に関する課題もあり、従来の取組の延長では対応が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き区民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた責任を果たしながら、意識改革と行動変容を伴う取組を一層推進していく必要があります。

区民及び事業者は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、排出者責任*に基づき、発生抑制及び適正処理に主体的に取り組む必要があります。また、区は、安定的かつ適正な廃棄物処理を確保するとともに、区民及び事業者の取組を効果的に支援し、資源循環の推進を図ることが求められます。

現行計画において掲げた**「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた取組を、区民・事業者とともに推進する」**という基本理念は、これらの社会情勢の変化を踏まえてもなお普遍的であり、本区の廃棄物行政の根幹をなすものです。このため、本計画においても当該理念を継承しつつ、より実効性の高い取組へと発展させていく必要があります。なお、ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素」から「脱炭素」へ、表現を見直すべきです。

第2節 基本方針について

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、現行の基本方針についても以下のとおり継承します。

（１）基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒを推進します」

港区においては、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体的回収や食品ロス削減に向けた普及啓発などの取組を展開してきました。

一方、基礎調査及び排出実態調査からは、家庭ごみにおいて再資源化可能な資源が可燃ごみ等に相当量混入していることが明らかとなっており、資源化率の向上に向けては排出の質の改善が不可欠です。

さらに、食品ロスについても一定の改善は見られるものの、依然として発生しており、家庭や飲食店等における取組の一層の推進が必要です。

港区は、全国と比較しても資源化率が高く、家庭から出るごみ排出量の削減についての取組も精力的に行っている状況ですが、今後も引き続き区民一人ひとりが港区の一員として資源循環を支える重要な担い手であることを自覚し、ごみの発生抑制を意識したライフスタイルへの転換や適正な分別・排出を実践することで、資源循環の推進と目標

の達成につなげていくことが重要です。

区は、これらの取組を支えるため、効果的な普及啓発や環境学習の充実、分かりやすい情報提供などを通じて区民の主体的な行動を促進し、「区民の参画と協働による３Ｒの推進」に一層取り組んでいく必要があります。

（２）基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

本区におけるごみ排出量の半分以上は事業系ごみが占めており、事業活動の再開・活性化に伴い、持込ごみ量は増加傾向にあります。また、排出実態においては、紙類が大きな割合を占めており、資源化の余地が大きい状況です。

これまで区は、大規模建築物に対する再利用計画書*の提出義務や立入指導等を実施してきましたが、更なる排出抑制及び資源化の推進が求められています。

加えて、国の制度においては、製品の設計段階から資源循環を考慮する取組が求められており、飲食店を含む事業者の責任はより広範なものとなっています。

このため、事業者は、排出者責任の原則に基づき、適正処理の徹底に加え、発生抑制、再使用、再生利用の推進、さらにはサプライチェーン全体を通じた廃棄物削減に主体的に取り組む必要があります。

区は、これらの取組を促進するため、指導の充実や情報提供、インセンティブの活用等により、事業者の自主的取組を後押しし、「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環の促進」に一層取り組んでいく必要があります。

（３）基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区はこれまで、収集業務の効率化や民間委託、収集ルートの最適化を進めるとともに、繁華街における早朝収集や高齢者世帯への戸別訪問収集など、地域特性に応じたサービス向上に取り組んできました。

一方、区民の高齢化、集積所の戸別化、小型充電式電池等による火災リスクの増加など、清掃事業を取り巻く環境は変化しています。また、大規模災害の発生時においても、廃棄物処理を継続するための体制整備が重要な課題となっています。

このため、区は、平常時における効率的かつ安定的な収集運搬・処理体制の確保に加え、災害時においても迅速かつ適切な対応が可能となる体制を構築するとともに、安全性・利便性の向上を図る必要があります。

あわせて、資源化の徹底による処理量の削減を図り、環境負荷の低減と持続可能な廃棄物処理の両立をめざし、「安全・安心な区民生活を支え続ける持続可能な廃棄物処理体制の確保」に一層取り組んでいく必要があります。

第3節 数値目標について

数値目標は施策や取組の成果について、達成すべき水準や方向性を具体的な数値で示したものであり、その進捗状況を客観的に把握し、評価や改善につなげるための基準となるものです。

現状の取組が成果に結び付いているか改めて分析・評価し、施策の見直しや強化を図る必要があります。そのうえで、計画期間の後期に向けて実現性とメリハリのある数値目標を設定していく必要があります。

第4節 重点施策の今後の取組について

本区の資源・ごみを取り巻く状況は、事業系ごみの増加や資源化可能物の可燃ごみへの混入、食品ロスの発生などの課題に加え、人口増や高齢化の進展等により複雑化しています。これらの課題に対応するためには、更なるごみの発生抑制や分別の徹底による資源循環の質の向上と、区民及び事業者の行動変容の促進が重要です。

また、清掃事業の安全性や利便性の確保、災害時の対応力の向上など、持続可能な廃棄物処理体制の構築も求められます。

以上を踏まえ、８つの重点施策について、今後の取組の方向性を提言します。

(1)事業系ごみの発生抑制

これまで区は、大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、事業系ごみ分別リーフレットの配布、一般廃棄物収集運搬業者への指導による適正排出の促進等を実施してきました。しかしながら、港区は業務・商業機能が集積する地域特性を有しており、区内で排出されるごみの半数以上を事業系ごみが占めています。近年は事業活動の活性化やインバウンドの回復等に伴い、ごみ量が増加傾向にあり、更なる発生抑制と資源化の推進が必要となっています。

今後は、排出事業者による自己処理責任の徹底に加え、紙類やプラスチック類など資源化可能な廃棄物の分別を一層推進する必要があります。特に、大規模事業者に対しては再利用計画書の作成だけでなく、実効性のある取組につながるよう ICT を活用した進行管理やデータ活用を検討することが重要です。

また、飲食店や宿泊施設、小規模事業者に対しても、食品ロス削減や資源循環に関する情報提供を強化するとともに、好事例の共有や表彰制度の活用など、自主的な取組を促進する仕組みづくりが求められます。さらに、繁華街における不適正排出対策についても関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

(2)プラスチックの使用抑制と資源循環

これまで区は、海洋プラスチック問題に関する啓発を推進してきたほか、区の事務事業及び施設管理からプラスチックを排除する「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定めるなど、率先した取組を進めてきました。

一方で、資源として回収されるべきプラスチックの一部が可燃ごみとして排出されて

いる実態も見られることから、更なる分別の徹底と資源循環の促進が必要です。今後は、マイバッグやマイボトルなどワンウェイプラスチック*の代替となる製品を利用するライフスタイルへの転換を促すとともに、リユース容器や詰め替え商品の利用促進など、使い捨てに依存しない生活様式の定着を図ることが重要です。

また、区民だけでなく事業者に対しても、製品やサービスの提供段階からプラスチック使用量を削減する取組を働きかけていく必要があります。特に飲食店や小売店舗、イベント主催者等との連携を強化し、環境に配慮した製品やサービスの普及を推進することが求められます。

（3）食品ロスの削減

区では、食べきり協力店制度やフードドライブなど、食品ロス削減に向けて多様な施策を展開してきました。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットと連携したフードドライブの受付拠点拡充など、着実に取組が進められています。

一方で、家庭ごみの中には依然として未利用食品が含まれているほか、飲食店や宿泊施設等へのアンケートでは食品ロス削減に取り組んでいない事業者も多く見られます。

今後は、家庭における「買い過ぎない」「食べ切る」といった行動の定着を図るため、食品ロスの現状や削減効果を分かりやすく発信していくことが重要です。

また、飲食店等の事業者に対しては、小盛メニューの導入など食べ残し削減の取組を促進するため、優良事例や食品ロス削減に取り組むことのメリットを周知していく必要があります。

（4）資源回収の拡大

区民のリサイクル意識は高く、これまでも資源回収品目の拡大を求める声が寄せられてきました。区では廃食用油回収拠点の拡充や、イベント回収、家具のリサイクル展など多様な手法により資源回収機会の拡大を進めており、これらの取組を積極的に周知していくべきです。

可燃ごみや不燃ごみの中には、依然として資源化可能な紙類やプラスチック類等が混入しており、更なる分別の徹底が必要です。

今後は、回収品目の拡大について、回収効率や再資源化の実現性、費用対効果を十分に検証しながら検討を進める必要があります。また、不燃ごみや粗大ごみからの資源回収など、既存施策の高度化にも取り組むことが重要です。

さらに、回収した資源がどのように再利用されているのかを積極的に発信し、「分別が資源循環につながる」という実感を持てるような周知を進めることが求められます。

（5）持続可能な集団回収制度の構築

集団回収は、区民が資源を適切に分別し資源化することの効果を実感できる仕組みであり、希薄化が指摘される地域コミュニティを維持する機能も有していることから、長年築き上げてきた回収システムを維持することが望まれます。区では、集団回収団体へ

の支援に加え、古紙価格の変動に対応するための回収業者への助成を行うなど、様々な支援を行っていますが、ライフスタイルやコミュニティの変化を的確に捉えて、効果的な施策の実施が必要です。

(6)安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

資源・ごみの収集運搬に加えて、適正排出に向けた指導業務など、今後も区民が快適な生活を送れるよう、港区の地域特性を踏まえた清掃事業を実施していく必要があります。特に戸別訪問収集については、高齢者や障害者、子育て部門など福祉部門と連携してニーズを把握しながら、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、人口増加や集積所の分散化、気候変動による夏の猛暑など、収集業務の困難性が増していくおそれもあり、職員の安全確保に加え、交通事故などの事故を防止するための取組や職員研修が不可欠です。さらに、都内においても清掃車両や施設の火災が発生しており、その原因となるリチウムイオン電池などの危険物の混入防止を図ることも重要です。

今後は、持続可能な資源・ごみの収集運搬体制構築のため、ICT や AI などのデジタル技術の活用についても検討を要します。

(7)災害等への対応力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、発災時においても清掃業務を安定的に継続し、区民の衛生的な生活環境を確保するための備えの強化が必要です。災害時には大量の災害廃棄物の発生が想定されることから、平時から協定自治体や関係団体などとの連携を進めるとともに、発災時における収集運搬ルートの確保、仮置場の運営、大量の災害廃棄物の処理などについて具体的な対応手順を整理し、職員の対応力向上を図ることが重要です。

また、区民への情報発信やごみ排出ルールの周知を充実させることで、災害時における円滑な清掃事業の運営につなげていくことが求められます。

(8)効果的な普及・啓発と環境学習の充実

区が実施している様々なごみ減量・リサイクル施策について、「知らない」「利用したことがない」とする区民が少なくありません。一方で、ごみ減量や環境美化に関する意識啓発を求める声は高く、施策と区民意識の間には未だギャップが存在しています。今後の周知・啓発は、制度やルールを伝えるだけでなく、一人ひとりの行動変容につながる取組を強化する必要があります。SNS や動画、デジタルサイネージなどを活用し、若い世代にも伝わりやすい情報発信を進める必要があります。視覚的で分かりやすいコンテンツへ転換し、ごみ分別や食品ロス削減の効果を「見える化」することで関心を高めることが重要です。

また、幼少期から環境意識を育むため、学校や地域イベントと連携した体験型環境学習を充実させることが求められます。子どもを通じて家庭全体の意識向上を図ることで、

持続的な行動変容につなげることができます。さらに、区内に住む外国人や観光客に分別や排出ルールを理解してもらうため、多言語に加えてイラストやピクトグラムを活用した周知・啓発の検討も必要です。

区民や事業者に「ごみを減らし資源を循環させることが港区の魅力向上につながる」という共通認識を醸成し、地域への愛着や誇りを育む視点が求められます。

■用語解説

用語	意味
イベント回収	区のイベントなどに合わせて実施する資源回収
仮置場	災害廃棄物を一時的に集積・保管する場所
家庭ごみ	家庭の日常生活から排出されるごみ
拠点回収	公共施設等に回収ボックスを設置して行う資源回収
再利用計画書	一定規模以上の事業用建築物に対し、廃棄物の減量・資源化の計画を示す書類
災害廃棄物	地震や風水害などの災害によって発生する廃棄物
３Ｒ	Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の総称
資源化率	資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除して得られる割合
資源効率性	限られた資源からより多くの価値を生み出し、資源の消費量を抑える考え方
資源循環	製品や資源をできるだけ長く活用し、再使用・再生利用すること
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみ
自己処理責任	事業者が自ら排出した廃棄物を適正に処理する責任
集団回収	町会・自治会、PTA、マンション管理組合などが自主的に行う資源回収活動
循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用を進めることで、天然資源の消費を抑え環境負荷を低減する社会
循環利用率	使用した資源のうち、再利用・再生利用された資源の割合

静脈分野	廃棄物の回収、リサイクル、処理など、使用後の製品を扱う分野
製品プラスチック	容器包装プラスチック以外のプラスチック使用製品のこと（文房具、おもちゃ、バケツ、ハンガー、歯ブラシ等）
食べきり協力店	小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。区内には約 300 店の登録店がある。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品
厨芥類（ちゅうかいるい）	生ごみなどの食べ残しや調理くず
排出実態調査	資源・ごみの組成や排出状況を把握するために実施する調査
排出者責任	ごみを出した者が適正に処理する責任を負うという考え方
ピックアップ回収	粗大ごみや不燃ごみから資源を選別し回収する方法
フードドライブ	家庭等で余った食品を回収し、必要とする団体等へ提供する取組
ふれあい指導	清掃事務所職員が集積所の適正利用や分別方法を指導する取組
未利用食品	使用・消費されずに捨てられる食品
持込ごみ	事業者が、自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬し、処理施設に搬入する事業系ごみ
容器包装プラスチック	商品の容器や包装として使用されたプラスチックのこと（食品トレイ、カップ類、プラスチック製ボトル、レジ袋、包装フィルム等）
リチウムイオン電池	スマートフォンやモバイルバッテリー等に使用される充電式電池。破損や誤排出により火災の原因となる場合がある
ワンウェイプラスチック	一度使用した後に廃棄される使い捨てプラスチック

資料４

港区環境基本計画策定スケジュール

令和8年7月30日時点

	令和8年度												令和9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境基本計画決定											◆環境基本計画確定(2月中旬)		
環境審議会 （全4回予定）		◆71回(5/22)答申(たたき)			◆72回(7/30)答申決定 8/7答申式		◆計画素案審議（10月中旬）	◆11/18議会報告			◆議会報告(2月下旬) (パブコメ結果)	◆計画策定報告(3月下旬	
区民等意見募集									◆区民等説明会 ◆パブコメ（12月中）				